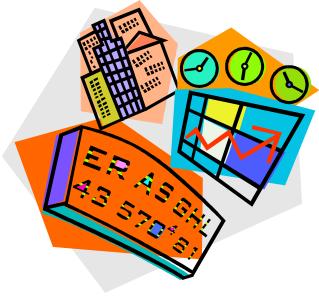


第4回 会計責任とガバナンス (会社法会計)



会計と経営のブラッシュアップ
平成 24 年 7 月 23 日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(トップの暴走はなぜ止められないのか 奥村宏著 H24.5 東洋経済発刊)(ゼミナール現代会計入門第8版 伊藤邦雄著 H22.4 日本経済新聞社発行)(会社は頭から腐る 富山和彦著 H19.8 ダイヤモンド社発行)

I マネジメントとガバナンス

1. コーポレート・ガバナンスとは

企業価値を高めるコーポレート・ガバナンス体制を確立する必要がある。日本の会社は**調和を重視する価値観**が支配的である。構成員には集団内の軋轢を避けようとし、内輪の規範が外部の社会規範に優先する傾向がある。このような組織は活性化が不足する。組織の腐敗を防ぎ、強味を維持するには外部規律、**ガバナンス機能**が重要になる。

財務省は 24 年度末時点の「**国の借金**」(国債と借入金、政府短期証券を合せたもの)は 1,085 兆円になるとの見通しを明らかにした。これは 23 年度末と比較して 126 兆円の増加となる。高齢化で膨張が続く**社会保障費**や**大震災の復興費**によるものであり、4 年連続で新規国債発行が税収を上回ることになる。GDP の 2 倍を超える巨額の借金、国債の売れ行きが鈍ることによる金利の上昇を考えれば、責任感のある国の運営とは言えない。

政府の役割は、会社的に言えば、**マネジメント（執行）**と**ガバナンス（監督）**である。このような責任感のない執行を行ない、**ガバナンスを無視**することは、組織にとって最も危険なことである。それは長年にわたって巨額の損失が隠されてきた「オリンパス」、「大王製紙」、「AIJ」などの**最近の巨額不正の事例**を見ると明らかである。

2. 正しいガバナンスとは

継続的に企業を発展させるもの。

それは、様々な関係者があり一律には決められないものである。

また、これらの問題をすべて制度や仕組みの問題として解決することは不可能に近い。また、そうすることは逆に多くのメリットを奪ってしまう可能性もある。

(株主にとって)

個別の株主は、株主全体の利益を代表する立場になく、株主総会を通じて取締役の業務執行をコントロールすることは難しい。また、株主にとっては、**積極的な監視**がある一方で、**株式の売却**という方法がある。

(取締役、監査役にとって)

経営陣に対する監督、モニタリングは、**取締役会**こそが中核的な役割を果たすべきである。そのためには、経営者との間に従属関係や強い利害関係のない、**経営陣から独立**して監督、評価のできる取締役の存在が必要である。監査役、監査役会は業務執行の「**適法性**」の監査が主となり、経営の「**妥当性**」は取締役会が主となるべきである。

(従業員にとって)

(社会にとって)

(経営者にとって)

3. ガバナンスの最も重要なテーマは何か

究極的には、**トップマネジメントの選抜と罷免**という選択にある。

それは**企業価値を高める経営**の追求である。

投資に値する事業に**投資**し、**経営努力**によって企業の**拡大と発展**を行ない、事業を**継続**することである。

平成 14 年に公表された**改訂監査基準**は、次の点をあげているが、これは企業価値を高める経営を目指すものと一致している。

- ①不正発見に対する姿勢の強化
- ②継続企業の前提
- ③リスク・アプローチの徹底
- ④新たな会計基準への対応
- ⑤監査報告書の充実、整備

4. ガバナンス構造と企業理念

平成 21 年 9 月、沖縄ファミリービジネス研究所（沖縄本部）において「沖縄の長寿企業」の意識調査を行った。

企業存続のための条件とは何か、長期的に企業を維持、発展させる要素について、沖縄県内の代表的な長寿企業の上位 95 社にアンケート調査を行った結果である。

今回の調査は長寿企業の強化と存続に有効な原則（経営戦略）をまとめることである。

調査の結果、**企業存続 6 つの要諦**が企業の強化と存続のために有効であるとの結果を得た。

企業存続 6 つの要諦

要諦	外部環境との関わり	内部組織の確立と統制
ガバナンス	企業外部に対する誠意 企業行動の開示性と明確さ 地域に対する役割と責任の認識	創業理念と本業の維持、強化 経営の自由度と長期展望 依存心の少なさとハードワーク
顧客の満足	市場、顧客の尊重（第 1 の戦略） 顧客満足の配慮と向上 原材料、商品の安定供給	販売、生産プロセス等の確立 新商品の開発、競争力の強化 信用、対話、満足の持続
チャレンジ精神	企業理念の実現と環境への対応 商品、サービスの革新	本業重視による企業の維持と発展 弱みの克服と永続への挑戦、革新
人財の育成	雇用の維持と拡大 人間、労働の重視	従業員の確保と教育（第 2 の戦略） 企業内での人財の活性化
財務の充実	適正利益の確保 金融、財務の安定	自己資金の維持と充実（第 3 の戦略） 浮利を追わない堅実な経営
社会的責任	三方よし、特に世間よし 地域に仕事をする心構え	事業の遂行と地域の活性化 CSR 体制の確立、多元性の尊重

5. アカウンタビリティ（説明責任）

アカウンタビリティとは、株主から資産の管理運用を委託された経営者が果たすべき説明責任のことである。一般的には企業の財政状態及び経営成績をまとめた決算書類の報告である。経営者のアカウンタビリティ（説明責任）を果たすためには良好な内部統制を構築する必要（義務）がある。

内部統制の目的は次の四つに集約される。

- ①経営目的や経営資源の保護など業務の有効性・効率性
- ②公表された財務情報と作成の信頼性
- ③組織の維持のための関連法規の遵守
- ④資産の保全と取得、使用、処分等の適切さ

企業というものは人為的に作られたものであり、自然に発生したものではない。従ってそれ自体に説明責任というものが必要である。企業で不祥事が繰り返されるのはその生まれた理由による。

6. 内部統制システム構築義務

(1) 内部統制体制を構築すべき会社法上の義務

取締役会は、会社法上、重要な業務執行について決定することが求められているため、会社経営の根幹にかかわる内部統制システムの大綱については、取締役会で決定することが必要とされる。また、業務執行を担当する代表取締役および業務担当取締役は、大綱を踏まえ、担当する部門における内部統制システムを具体的に決定すべき職責を負っている。このように取締役が負う内部統制システム構築義務は、取締役としての善管注意義務及び忠実義務の一部を構成しており、内部統制システム構築義務を怠った取締役は、会社に対する任務懈怠責任を問われる可能性もある。

(2) ガバナンス

取締役会によるリスク管理体制（内部統制システム）の構築は、経営管理（コーポレート・ガバナンス）の基本項目として重要視されている。すなわち、「法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）を構築することは、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか」としており、「取締役会は、経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、当該金融機関の業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る基本方針を定め、組織全体に周知させているか。内部管理基本方針は、当該金融機関の営む業務の規模・特性に応じ、適切な内容となっているか」とされており、リスク管理体制を構築できているかどうかがガバナンス評価の基本項目に位置づけられている。

(3) 事 件

1995年に発覚した旧大和銀行ニューヨーク支店巨額損失事件では、「整備すべきリスク管理体制の内容は、リスクが現実化して惹起する様々な事件事故の経験の蓄積とリスク管理に関する研究の進展により、充実していくものである。したがって、…現時点で求められているリスク管理体制の水準をもって、本件の判断基準とすることは相当でない…。また、どのような内容のリスク管理体制を整備すべきかは経営判断の問題であり、会社経営の専門家である取締役に、広い裁量が与えられていることには留意しなければならない」（大阪地裁平成12年9月20日判決）と示されている。

7. 内部統制とコーポレート・ガバナンスとの関係

内部統制とコーポレート・ガバナンスとの関係である。企業不祥事が散見される中、コーポレート・ガバナンスの一環としての内部統制の重要性が高まっている。コーポレート・ガバナンスは、「企業自治」ともいわれ、企業自らが主体的に企業不祥事防止に向けた取組みを行う点に意味がある。企業不祥事は、近年に始まつたことではなく、昔から存在していた。しかし、一昔前においては、企業不祥事の原因は、役職員の個人の問題として捉えられる傾向にあり、企業倫理の周知・徹底を図るとともに、仮に法令・定款違反により会社に損害を及ぼした際に、懲戒解雇や降格、給与カットなどの懲罰を個人に行うことによって、事後的に処理していた。また、法的にも、取締役会や監査役（会）などの会社機関の機能の改善、及び株主の監督是正権や違法行為是正権の強化などによって、対応を図る傾向が強かった。一方で、法律の改正に加えて、各企業が組織的かつ機能的に対応することがリスクの未然防止に役立つとの認識が高まっている。COSO レポートが主張する統制環境・リスク評価・統制活動・情報と伝達・監視活動の内部統制の構成要素は、このような組織的かつ機能的な対応のために不可欠な内容を示したものであったといえよう。

他方、内部統制は常に進化し改善すべき点であることは強調したい。企業を取り巻く環境は日々変動するとともに、企業自身もその変動に対応しなければならない。このような状況では、リスクの内容及び程度も変容するものであり、変化に対応した内部統制システムを構築・運用する体制の整備が求められる。

8. 企業の社会的責任による経済の活性化

東印度会社に始まり、長い歴史の中で、バブル・不祥事といった大きな問題を起こしながらも我々の生活を豊かにしてきた。
我々に大きな余剰、即ち企業価値をもたらしてきたと言える。

しかし、CSRの必要性に見られるように、企業サイドのシステムの更新を図らねばならない時期に来ている。

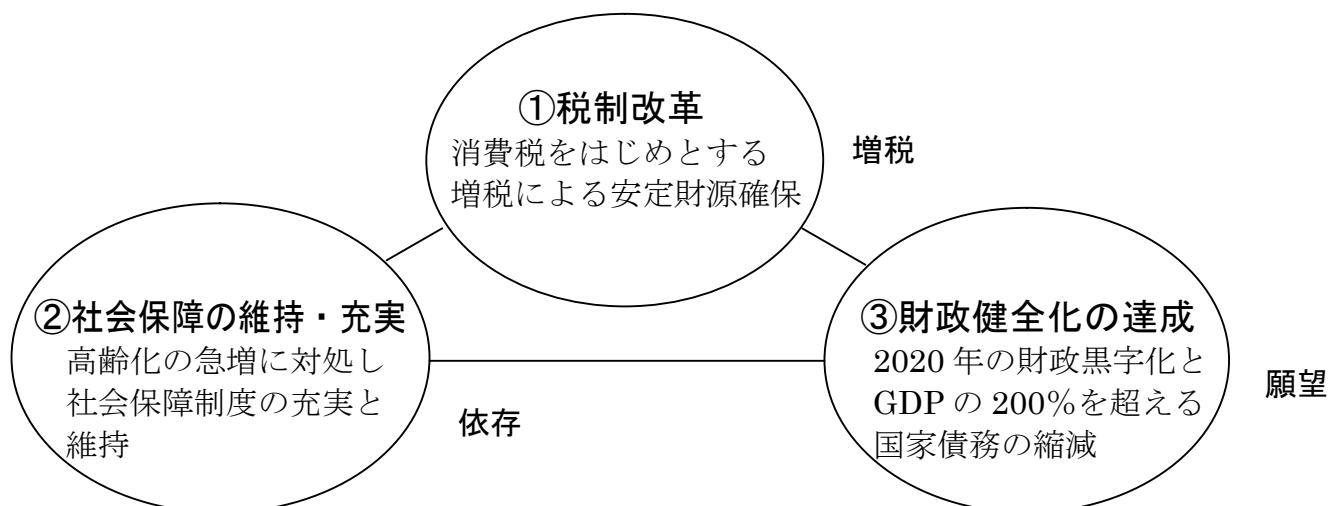
それらは、コーポレート・ガバナンス、内部統制、リスクマネジメントといった企業の社会に対する説明責任の分野である。

今後、社会の中の企業として「企業をいかにうまく運営すべきか」という課題だけでなく「いかに社会に貢献すべきか」という課題をも考慮しなければならない。

9. 一体改革と金融津波（日本政府のガバナンス）

平成 23 年 12 月、政府によれば、社会保障と税の一体改革とは、社会情勢が大きく変化する中で、①税制の抜本改革で安定財源を確保し、②社会保障制度の維持・充実と、③日本の財政健全化を図り、我が国にとって待ったなしとなった社会保障制度の維持と財政健全化という二大目標を同時に実現するための改革ということだ。

それを図にすると、



内容を一見しても、人口減少社会の到来に備えた給付と負担の見直しは不充分で、医療、介護分野の費用を抑え込む効果も信頼できず、歳出削減の行動を欠く財政健全化の道のりは厳しいというのが現実である。消費税率を 10% に引き上げ、社会保障制度の安定と財政健全化を目指す一体改革と言われても、素直には受け取れない。そのイメージは一体感を欠いたバラバラの①増税、②依存拡大、③希望的観測、という政府の改革願望とすら感じる。リーダーシップというものは、過去に何度も実現しなかった先送り（1999.2 経済戦略会議、2001.1 経済財政諮問会議）ではなく、少なくとも行動を伴った発言であって欲しい。

金融・経済の大津波という発言もリーダーシップを欠き、狼少年のように無責任である。2008 年のリーマンブラザーズの破綻は、確かに世界経済を覆った百年に一度の金融津波であったし、現下の欧州債務危機の拡大は津波の再来を予測させるものもある。加えて、GDP の 200% を超えて、尚、国家債務を膨らませている当事国のリーダーの発言となれば、無責任さを云々する前に、足下に金融津波が突然押し寄せてくるかの恐怖感も起きる。

以上を読み返すと、予想しがたいような経済惨事、狼少年の不幸な警告が本当に迫って来そうな気になる。

10. 巨額の不正と内部統制

会計の最大の目的は**企業財産の保全**である。その一面は**効率的な経営**であり、もう一つの面は**不正の防止**である。最近、大王製紙、オリンパス、AIJ 投資顧問等の巨額な会計不正や破綻が連続して発生している。これらの事故の発生を防止し、経営者の暴走を止め、**ガバナンス**を確立するのが内部統制である。しかし乍ら、現実に起きている不正の発生は、企業における内部統制の評価と監査が有効に機能していないためだと言える。

会社法や金融商品取引法を初め、内部統制については、法律や多くの原則、指針等が基準化されている。その必要性が認識されたのは米国における巨額の不祥事による**会計不信**であり、その**反省**を込めて法制化された。

2001年からエンロン、アンダーセン、ワールドコムを相次いで倒産に追い込んだ大規模な会計不正に対する失われた信頼を取り戻すために、2002年に米国において**SOX法(企業改革法)**が施行された。そのポイントは、経営者と監査法人が企業の内部統制とその開示の評価を毎年実行することであった。

米国に遅れること4年、西武鉄道、カネボウ事件などを経てわが国では金融商品取引法が法制化され、内部統制制度が導入された。すべての上場企業は、財務諸表に係わる**内部統制制度を構築し、その監査を受けなければならないこと**になっている。それは手痛い被害に基づいた反省である。

巨額な不正が再発するのは物事の本来の目的が行われていないからである。内部統制の評価と監査の運用と重点の置き方が誤っているのではないだろうか。例えば、代表的な**内部統制基準**である「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」基準化されている多くの項目のうち基本的に必要なものは何かと言えばただ**一項目、全社的な内部統制**の部分である。

全社的な内部統制の対象は、そんなに複雑ではない。**①財務諸表そのもの、②連結ベースの思考、③財産の保全**であり、これらの点について株主、取締役会、監査役、会計監査人等の法的機関が経営者に対して機能すれば、本質的な、或いは、巨額な不正は防ぎ得る。要は、これらの機能が当然のこととして、頭(経営トップ)に対して作用すれば、**頭は腐らず、巨額な不正が起こることは少ない筈である。**

結論として言えば、制度化された内部統制の評価と監査によって**その目的とする成果(財産の保全)**を図る**目的意識と不屈の順法精神**を持って業務を実施するべきである。上記の「**あり方**」を読んで多大のコストと時間をかけて構築した内部統制であるのに、労多くして実益の少ない内部統制基準の実施に停まっていることを反省すべきである。部分的で、細かくて、複雑なチェック事項ばかりに無駄なエネルギーと時間を浪費せずに、本来の目的である**経営責任(全社事項)**のチェックを実質的に行う、即ち**森を見る**ことを忘れないことが肝要である。雨の後の水たまりで釣りをするような実務や心構えでは魚は釣れないのである。

(オリンパスの損失隠しと不正会計)

「トップの暴走はなぜ止められないのか」（奥村宏著より）

(1) 事件の経過

- ①1980年代、円高によって輸出が困難になったオリンパスは、財テクに力を入れて金融商品の投機に走った。
- ②90年度になってバブルが崩壊するとともに、数100億円の含み損を抱えるようになった。
- ③そこでハイリスクのデリバティブ取引で損を取り返そうとしたが、逆に損失を1,000億円にまで膨らました。
- ④1999年時価会計が導入され、損失が表面化することを避け、飛ばしを行って損失の出た有価証券を簿外の受け皿ファンドに移すことで、連結決算の対象から外した。
- ⑤その後、イギリスの医療機器メーカー・ジャライスと日本の医療廃棄物処理会社などの買収により含み損を解消しようとした。
- ⑥菊川社長の指揮下で、山田監査役と森副社長が1,300億円もの巨額の損失を隠し粉飾決算を行って来た。
- ⑦オリンパスのマイケル・ウッド・フォード社長がこの不正会計について知ったのは月刊誌FACTAの2011年8月号の記事（企業スキャンダル・オリンパス・巨額M&A失敗の怪）を読んでからである。その後、イギリスのPwC会計事務所等による調査を行った。
- ⑧マイケル・ウッド・フォード氏は2011年10月14日の臨時取締役会で解任され、イギリスのSFO（重大不正監視局）やアメリカのFBI（連邦捜査局）に調査を依頼した。

(下山社長 80年代)

財テクでの含み損 → 数百億円の含み損の先送り → (知らなかつた)

(岸本社長 90年代)

海外ファンドへの飛ばし → (発言なし)

(菊川社長)

企業買収を利用した不正会計 → (不正会計を認める)

(2) 海外から突きつけられた課題

「日本の会社に果してコーポレートガバナンス（企業統治）とコンプライアンス（法令順守）があるのか」という疑問である。

(3) オリンパスのガバナンス体制のチェックシステム

- ①社外取締役 3人
- ②常勤監査役及び社外監査役 2人
- ③内部通報制度（係争中）
- ④取締役（全員がウッドフォード社長の解任に賛成）

(4) ウッドフォード氏の指摘

- ①社長等の地位に対する絶対的な敬意
- ②絶対的な権力は必ず腐敗する
- ③コーポレートガバナンス（企業統治）にはチェック・アンド・バランスが必要である

6. 監査法人の責任

現代の大企業の経理や事業の内容は、一般の投資家には理解できないほど複雑になっている。

その情報格差を埋めるために監査法人やアナリストがある。現代の資本主義社会経済はそのような専門家の助力なしには成立しない。企業の不正行為を投資家に客観的に伝えなかつた彼等の責任は大きい。

7. 飛ばし

1990年度の後半、日本の証券会社では営業持金（利益保証）で運用している株式に含み損が生じ、これを他社に一時的に引取ってもらう「飛ばし」が行われて問題になった。

①山一證券が信託銀行に特定金銭信託を設定して国債を信託し、その国債を運用という名目で何重にも子会社を経由して、目的の子会社に貸付ける。

子会社は国債を山一へ売り現先に出し、それによって得た資金を用いて顧客の株式を簿価で買取った。（売り現先とは、手持の国債を買戻し条件付で売ること。これは借り入れをするのと同じである）

②日本長期信用銀行は、多数のダミー会社を設立した。

そして、貸付が不良債権化したとき、担保の土地を受け皿会社が簿価で買収し、これによって借入金を返済させた。こうして子会社に損失を移したのである。受け皿会社は、土地購入資金と建設資金の融資を長銀から受け、その土地に建物を建設して賃貸し、賃料で元利の支払いをする。こうした操作で不良債権を健全債権に変えた。

(大王製紙の不正会計)

(1) 事件の経過

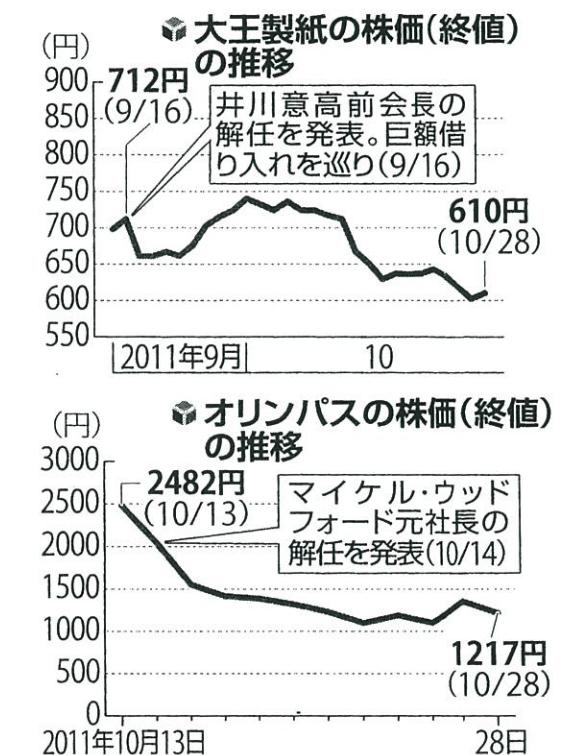
- ①2011年9月大王製紙に、子会社の従業員からの井川意高会長が会社の金を使ってカジノで大損をしているという内部告発のメールが発端。
- ②2010年5月～2011年9月にかけて計26回にわたり、取締役会の承認を得ないまま、無担保で約106億円を借り入れ、未回収金は59億円になっている。
- ③2011年10月、大王製紙は井川前会長を会社法違反（特別背任）の容疑で告訴し、東京地検特捜部が捜査し、逮捕した。

(2) 大王製紙のチェック機能

- ①経理担当者は取締役会に充分な資料を提出せず承認を求めた。
- ②取締役、監査役は①に全く疑問を挟まなかった。
- ③子会社統括部門の幹部も知ってはいたが問題にしなかった。
- ④井川会長の父親で顧問の井川高雄氏が経営面の実権を握り、納得しなければグループ内の幹部人事は決められなかつた。
- ⑤大王製紙は上場会社であり、個人投資家や金融機関、生保会社、投資信託、年金基金などが株主となっている。

(3) 井川家の支配株式

一族及びファミリー企業数社を合わせて全体の持株比率は20%程度である。また、国内における連結子会社35社のうち大王製紙が株式の過半数を所有しているのは3社のみである。



(AIJ 事件)

(1) 概要

平成 24 年 4 月、AIJ 証券の代表者の国会における答弁を見て驚いた。

「損失は取り返せるものと思っていた。その自信もあった。」

質問の趣旨は、損害を与えたということの以前に、法的な基準を超えて、違法な運用をしていたそのことに向けられるべきである。

(2) 事件の経過

- ①2011 年 9 月現在、全国 124 の主として中小の企業年金から、1,984 億円の資産の運用を受託していた。
- ②2012 年 1 月、同社はこれまで顧客に対し、240% 運用利回りを確保していると説明してきたが、この時点の証券取引等監視委員会の検査により、運用資産の大部分が消失していることが明らかとなった。
- ③2012 年 2 月 24 日、金融庁は金商法に基づく 1 ヶ月の業務停止命令を出した。
- ④2012 年 3 月 23 日、証券取引等監視委員会が、AIJ への強制捜査に着手した。野村証券や社会保険庁の OB が多数関与していたと見られる。
- ⑤2012 年 3 月 27 日等、衆議院財務委員会等に AIJ 社長浅川和彦外コンサルタントの西村、石山が参考人招致された。
浅川は、損失は取り戻せる範囲であり顧客を騙した認識はないとの答弁を行った。AIJ 取締役高橋は病気を理由に応じなかつた。
- ⑥2012 年 6 月 19 日、警視庁捜査第 2 課は、虚偽の運用実績を示して 2 つの年金基金から約 70 億円をだまし取ったとして、詐欺容疑で浅川、西村、高橋、小管を逮捕した。
浅川らはファンドを実際の価値の 5~135 倍で販売していたという。

(3) AIJ 投資顧問（事業報告書）

年に一度金融庁に事業報告書を提出する義務があるがその内容は外部監査を受けなくてもいいことになっている。

(4) AIJ 投資顧問（監査等）

2004年3月期以降、損失と虚偽報告を繰り返しながら何故これまで問題発覚が遅れたのか。

運用を指示する	AIJ 投資顧問
営業を担当	アイテイ一エム証券（国内監査法人）
年金の受入先	AIM グローバルファンド（英領ケイマン諸島の管理会社）（英國監査法人）
管理会社	AIM（英領バージン諸島の管理会社）
監 査	海外の監査事務所（監査報告書を社長が偽造）

(5) 問題点

①詐欺的投資事件

顧客資産の保護を行わず、虚偽の高い利回りによって年金資産を受託していた。

②何故事前に発見できなかつたか

③規制の強化によって問題は解決できるか

④年金基金の積立不足問題

Ⅱ.会社法会計

旧 商 法 の 会 計？ 会社制度と債権者保護

会 社 法 の 会 計？ 情報提供機能(計算要件の強化)と利用者責任

1. 旧商法会計から会社法会計へ

- (1) 明治 32 年に施された商法は、大陸法系（成文法）の**債権者保護**（会社の純財産の維持）を法理念とするものであった。
- (2) それは**株式会社制度**（株主有限責任、株式譲渡の自由等）という**資金調達**（直接金融等）に有利な仕組みに対し、銀行等の**間接資金提供者**の債権の保全という観点から**債権者保護**の必要が生じた。
- (3) 戦後の昭和 25 年の改正は、**慣習法**の法思想に影響されたが、**債権者保護の計算理念**は変わらなかった。
- (4) しかし、平成 18 年に施行された会社法は、**情報提供機能の重視**と**債権者の自己責任**の観点から大幅に改正された。グローバル化の進展、IT 技術の活用などに伴う時価基準の適用や利益分配の多様化などの下、**情報提供機能**が重視されるようになった。
- (5) そのような事情を反映して、**債権者保護**という視点が薄れて、利害関係者への情報提供に重点が移り、次のことが設定されている。
 - ①情報提供機能—メディア、IT 等によるディスクロージャーの強化
 - ②剰余金分配規制—
 - ③計算書類作成要件の強化—

2. 会社法会計の一般知識

(1) 会社法における計算書類等

- ① 計算書類 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表
- ② 計算書類の担当（取締役会設置会社）

作成	代表取締役
監査	監査役(会)
承認	取締役会
確定	株主総会

- ③ 計算書類以外の書類 附属明細書、事業報告、事業報告の付属明細書

(2) 表示単位

- ① 1円、千円、百万円のいずれか
- ② 切り捨て、四捨五入等は規定なし（通常は切り捨て）
- ③ ゼロ項目、科目の記載の要否（不要）

(3) 会計帳簿の保存期間

- ① 会計帳簿 仕訳日記帳、総勘定元帳、補助元帳と考えられる
- ② 会社法 株主会社は会計帳簿の閉鎖の時から10年間（会432②）
- ③ 法人税法 総勘定元帳や証憑書類 申告期限から7年間
(法126、150の2、法規59、67)

(4) 会計帳簿またはこれに関する資料の閲覧権（会433①一）

- ① 発行済株式の3%以上を持つ株主は、
- ② 閲覧を求める理由を明にして、閲覧できる

(5) 会計慣行の「しん酌」規定

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準、その他の企業会計の会計慣行をしん酌する(計規3)

「企業会計の基準」の適用 金商法上の大会社、会社法上の会計監査人設置会社

「その他の企業会計の会計慣行」の適用 会計監査人設置会社以外、中小企業の会計指針の位置

具体的な決算スケジュールの策定

「取締役会設置+監査役(会)設置+会計監査人非設置」の3月決算会社のスケジュール

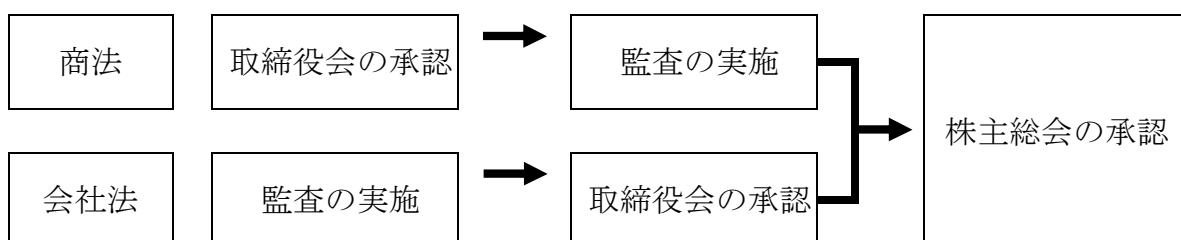
期末日		3月31日
監査役に対する計算書類の提出(注1)	4週間 (注2)	4月上、中旬
監査役からの監査報告		5月上、中旬
取締役会での計算書類承認		5月下旬
株主総会の招集通知の発送	2週間 (注3、4)	6月初
株主総会の開催日		6月中旬

(注1) 説明の便宜上、計算書類とその付属明細書の提出日を同一の日としています。

(注2) 一定の監査期間を確保するという趣旨ですから、監査役が十分と考えれば短縮することも可能です。

(注3) 公開会社でなければ、1週間に短縮できます。また、取締役会設置会社でなければ、1週間未満の期間を定款で定めることも可能です。

(注4) 招集通知の発送日から株主総会の開催日まで2週間必要という場合は、中14日間が必要とされています。



(6) 諸税金に関する会計処理

1. 法人税等の表示 (計規 93①) (P/L 末尾の表示)

税引前当期純利益	× × ×
法人税、住民税及び事業税	× ×
法人税等追徴額 (△還付額)	× ×
法人税等調整額	× ×
当期純利益	× × ×

2. 法人税等の会計処理等 (監査上の取扱い)

- | | |
|------------|---|
| ① 未払法人税等 | 法、住、事の未納付額 |
| ② 源泉所得額 | 法人税等の税額控除を受ける額は法人税等に含めて処理する。その他は営業外費用項目とする。 |
| ③ 利益以外の事業税 | P/L 上原価または販管費項目とする。
未納付額は「未払法人税等」に含めて処理する。 |
| ④ 事業所税 | P/L の原価または販管費項目とする。
重要な未納付額は「未払事業所税」等とする。 |

3. 繰延税金資産、負債の表示 (計規 74、75、83)

関連した資産または負債の分類に基づいて、流動資産、投資その他の資産または流動負債、固定負債に計上する。

特定の資産または負債に関連しないものは、事業年度の翌日から起算して1年内に取崩されるものは流動項目とし、それ以外は固定項目とする。

また、流動項目、固定項目については差額表示とする。

3. 貸借対照表の様式（計規 74、75、76）

貸借対照表

(平成××年××月××日現在)

(単位：××円)

資産の部		負債の部 ⑥
I	流動資産	I 流動負債
	現金及び預金	1年内返済長期借入金 ⑦
	受取手形	役員賞与引当金 ⑧
	売掛金	未払法人税等
	有価証券	II 固定負債
	商品	長期借入金
	前払費用	退職給付引当金
	繰延税金資産 ①	繰延税金負債 ①
	貸倒引当金	負債合計
II	固定資産	純資産の部
1	有形固定資産	I 株主資本
	建物(減損損失控除後取得価額)	1 資本金
	構築物	2 新株式申込証拠金
	工具器具及び備品	3 資本剰余金
	車両運搬具	(1) 資本準備金
	建設仮勘定	(2) その他資本剰余金
2	無形固定資産	4 利益剰余金
	のれん ②	(1) 利益準備金
	施設利用権	(2) その他利益剰余金
3	投資その他の資産	別途積立金
	投資有価証券	繰越利益剰余金
	関係会社長期貸付金 ③	5 自己株式
	関係会社株式 ③	6 自己株式申込証拠金
	関係会社出資金 ③	II 評価・換算差額等
	長期前払費用	1 その他有価証券評価差額
	繰延税金資産(長期)①	2 繰延ヘッジ損益
	貸倒引当金	3 土地再評価差額金
	投資損失引当金 ④	III 新株予約権
III	繰延資産 ⑤	純資産合計
	新株発行費	負債及び純資産合計
	資産合計	

- ① 繰延税金資産と繰延税金負債は相殺されて、いずれかが表示される
- ② 「企業結合の会計基準」で「のれん」に一本化(営業権や連結調整勘定)
- ③ 親会社・子会社・関連会社に対するものを含める
- ④ 設定目的を示す適当な名称を付ける
- ⑤ 限定列举の廃止により、会計慣行を斟酌
- ⑥ 法的債務性を有しない引当金に係る「引当金の部」は廃止
- ⑦ 従来、「1年内」を「1年内」と「財規」との調和

4. 損益計算書の様式

損益計算書 ①

〔平成××年4月 1日から
平成××年3月 31日まで〕

(単位: ××円)

科 目	金 額
I ② 売上高	
II 売上原価	
売 上 総 利 益 (金額) ③	
III 販売費及び一般管理費 ⑥	
営 業 利 益	
IV 営業外収益 ④	
受取利息及び配当金	
賃貸收入	
為替差益	
受託業務収入	
雑収入	
V 営業外費用 ④	
支払利息	
社債利息	
新株発行費償却	
賃貸原価	
雑損失	
経常利益	
VI 特別利益 ④	
固定資産売却益	
関係会社株式売却益	
VII 特別損失 ④	
固定資産除去損	
役員退職慰労引当金繰入額	
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額 ⑧	
当期純利益 ⑤⑦	

- ① 財務諸表等規則(金融商品取引法)との調和を図ることとされている
- ② 区分表示 I～VII
- ③ 段階損益の表示
- ④ 重要性のあるものは細分表示
- ⑤ 株主資本変動計算書の「その他利益剰余金」の当期変動額と突合一致
- ⑥ 役員賞与は発生した会計期間の費用として処理する
(仕訳例) 期末時 役員賞与引当金繰入額 ×××／役員賞与引当金 ×××
- 決議時 仕訳なし
- 支給時 役員賞与引当金 ×××／現預金 ×××
- ⑦ 包括利益の表示をすることができる(計規 95)
当期純利益 + その他利益(有価証券の時価評価差額等)
- ⑧ 会計監査人設置会社以外は税効果会計は任意適用

5. 株主資本等変動計算書の様式 ①

(単位：××円)

資本金	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計 新株予約権 計	
	資本剰余金			利益剰余金			自己株式 合計				
	資本準備金	その他の資本剰余金	計	利益準備金	その他利益剰余金	××積立金		評価差額金	繰延ヘッジ損益		
	資本準備金	その他の資本剰余金	計	利益準備金	その他利益剰余金	××積立金		評価差額金	繰延ヘッジ損益		
前期末残高											
当期変動額											
新株の発行											
剰余金の配当											
当期純利益											
自己株式の取得、処分											
×××××											
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計											
当期末残高											

- ① B/Sの純資産の部の一会計期間中の変動状況を株主等に示す(会435② 計規59①)
 従来、決算確定手続のみにより変動していた純資産の部の数値の変更が多様化(自己株式の取得、消却、処分、有価証券評価差額金等)したため、純資産の部の変動を明確に把握する必要が生じてきた

②

6. 中小規模の会社における注記表の記載例

会計監査に設置会社でも公開会社でもない株式会社については、重要な会計方針に係る事項に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記およびその他の注記以外の注記事項を省略することが可能である。その他の注記とは、会計方針の変更や後発事象等の追加情報等である。ただし、計算書類の内容や会社の状況については、適宜注記事項を追加するのが望ましい。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(1) 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(2) 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品、半製品、原材料 年次総平均法による原価法

(2) 貯蔵品 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 建物は定額法。その他の資産は定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 10～50年

工具器具備品 5～20年

(2) 無形固定資産 定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

新株発行費 支出時に費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の法定繰入率に基づく繰入限度額により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額の100%から当事業年度末の年金資産を差し引いた額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、退職慰労金支給に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、期末日の為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

1. 役員退職慰労引当金
 2. リース取引に関する会計基準
- (表示方法の変更)

(貸借対照表の注記) ×

1. 有形固定資産の減価償却累計額 ×××千円
2. 担保に供している資産
土地のうち、×××千円を長期借入金×××千円の担保に供しております。
3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務は次のとおりであります。
短期金銭債権 ×××千円
短期金銭債務 ×××千円
4. 取締役及び監査役に対する金銭債権は次のとおりであります。
短期金銭債権 ×××千円
長期金銭債権 ×××千円

(損益計算書の注記) ×

関係会社との取引高

- (1) 売上高 ×××千円
- (2) 仕入高 ×××千円
- (3) 営業取引以外の取引高 ×××千円

(株主資本等変動計算書の注記)

1. 事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
2. 事業年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 ×××株
3. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 平成×1年×月×日開催の株主総会において、次のとおり決議しております。
普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	××百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの金額 ...	××円
基準日	×年×月×日
効力発生日	×年×月×日
 - (2) 平成×2年×月×日開催の株主総会において、次のとおり決議する予定であります。
普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	××百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの金額 ...	××円
基準日	×年×月×日
効力発生日	×年×月×日

(1株当たり情報の注記) ×

1. 1株当たり純資産額 ×××円××銭
2. 1株当たり当期純利益 ××円××銭

7. 附属明細書の様式

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(取得原価による記載)								
区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
有形固定資産		円	円	円	円	円	円	円
	計							
無形固定資産								
	計							

(記載上の注意点)

- ① 減損損失を認識した場合には、当期の減損損失を「当期減少額」欄に内書（括弧書）きます。
- ② 合併、事業の譲受けまたは譲渡、災害による廃棄等の特殊な理由による重要な増減があった場合には、その理由ならびに設備等の具体的な内容および金額を脚注します。

2. 引当金の明細

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
	円	円	円	円	円

- ① 「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を脚注します。
- ② 退職給付に関する注記を個別注記表に記載しているときは、附属明細書にその旨を記載することで明細の記載を省略することができます。
- ③ 「当期増加額」と「当期減少額」は相殺せずに、それぞれ総額で記載します。

3. 販売費及び一般管理費の明細

科目	金額	摘要
	円	
計		

8. 事業報告

記載事項	項目ごとの内容	参考となる資料
株式会社の状況に関する重要な事項	① 我が国の経済環境 ② 会社の属する業界の状況 ③ 会社の経営方針 ④ 会社の当期の業績 ⑤ 会社の長期目標 ⑥ 経営上の重要な契約 ⑦ 研究開発活動等	① 新聞・雑誌 ② 新聞・雑誌・業界専門誌 ③ 社内報 ④ 試算表・計算書類 ⑤ 経営計画書など ⑥ 各種契約書 ⑦ 社内研究開発資料
体制の整備の決定または決議の内容	① 内部統制の体制の整備についての決定	① 取締役会等決定機関の議事録

9. 事業報告の附属明細書の様式

他の法人等の業務執行取締役等を兼ねる会社役員の兼職の状況の明細

区分	氏名	業務先法人名	業務の内容	備考
取締役	○○ ○○	(株)◇◇商事	取締役	
	×× ××	△△ 株	取締役	
監査役	□□ □□	(株)○○商会	監査役	
	◇◇ ◇◇	×××(株)	取締役	

(注) 備考欄には、当該他の法人等の事業が当該株式会社の事業と同一のものである場合に、その旨を記載します(施規128②後段)。

10. 監査報告書記載例

監査報告書

監査役××××は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第××期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容 ①

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査するなどの方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果 ②

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。 ③

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

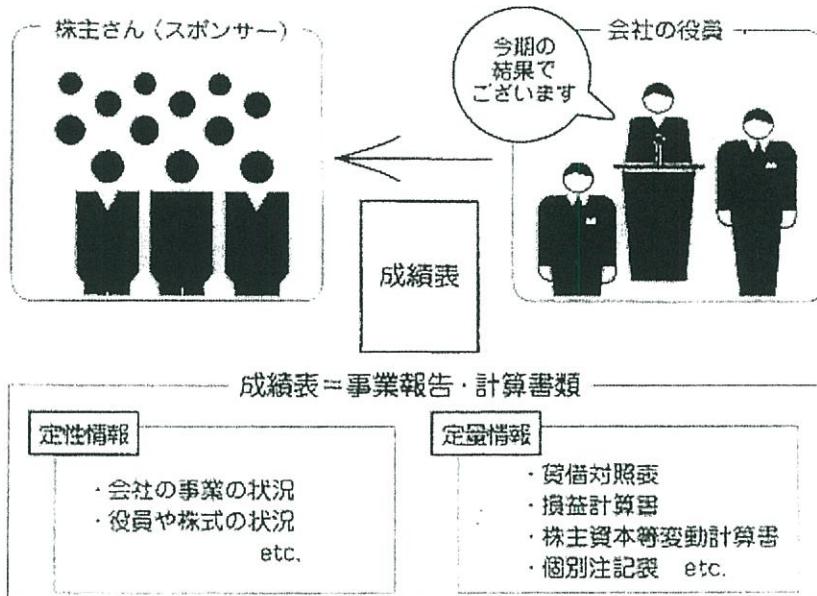
計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成×年×月×日 ④

×××株式会社
監査役 ×××× 印

- ① 会計監査人を設置していませんから、監査役は、自ら主体的に会計監査を行う必要があります。
- ② 指摘するべき事項がある場合には、「監査の結果」の項にその旨とその事実について明瞭かつ簡潔に記載することになります。
- ③ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を認めた場合には、その事実を具体的に記載することになります。
- ④ 監査報告書作成日は、法定記載事項とされています。

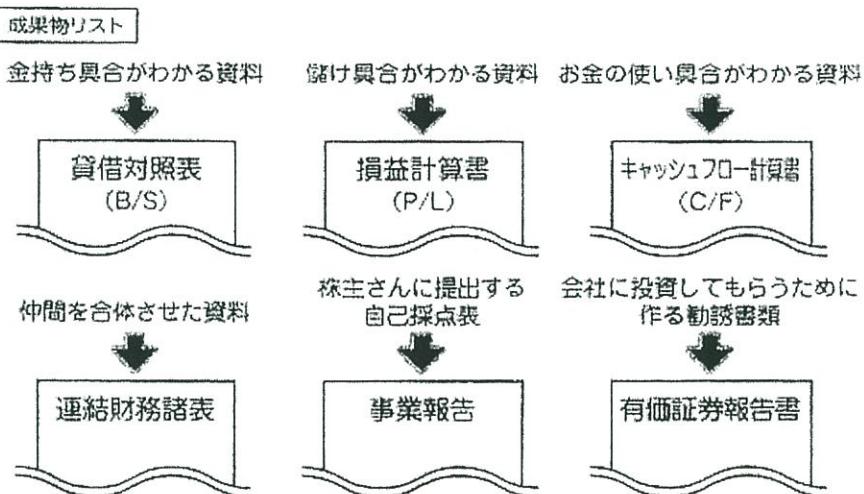
会社のスポンサーは株主さん



経理部の人が作っているものはコレ！

経理部の人のゴールは何か？

⇒ 会社の儲け具合やお金持ちかどうかがわかる資料を作ること



これだけは知らなきゃヤバいよ！会計
(中尾篤史著 2011年4月 すばる舎発行)

1. 旧商法の会計の特色
債権者保護(会社財産の維持)の重視
2. 会社法会計の特色
経営者の受託責任や会社の債務弁済能力など情報提供機能の重視と株主債権者との自己責任の観点
3. 旧商法→会社法の変化とその必要性
株主のための有利な仕組(株主の経営参加と有限責任)として制度化された株式会社制度は同時に、債権者(銀行等)の債権保全の強化(債権者保護)を必要とした。このため会社の計算規定は「債権者保護」を中心としたが、20世紀の末からのグローバル化による実物財の経済から金融財、無形財の重視は、会社法の計算規定の目的を「情報提供機能」と「計算書類作成の要件強化」を通じて情報の信頼性による株主も含めて債権者自らの自己責任原則を重視する考え方へと変化した。
4. 会社法計算書類の4表(1)貸借対照表とは、
決算日時点(例えば3月31日)に会社がどの位の資産を持ち、どのように資金を調達したかを表示する計算書類。
(資産－負債＝純資産)
5. (2)損益計算書とは、
会計期間内にどのように、どのような利益をあげたかを表示する計算書類。
(収益－費用＝利益)
6. (3)株主資本等変動計算書とは、
B/Sの純資産の部の一会計期間中の変動状況を株主等に示す計算書類
従来、決算確定手続のみにより変動していた純資産の部の数値の変更が多様化(自己株式の取得、消却、処分、有価証券評価差額金等)したため、純資産の部の変動を明確に把握するに必要。
7. (4)注記表とは、
B/SやP/L、株主資本等変動計算書などの内容や会社の状況を計算書類の利用者に、より正確に伝えるため補足的に説明する計算書類。
8. キャッシュフロー計算書とは、
B/Sにおける現預金(Cash)増減即ち、Cash(お金)の動きを(1)営業活動、(2)投資活動、(3)財務活動に分けて、一定期間のCashの増減を把握できる表。

会社法計算書類等に関する表示のチェックリスト

平成23年4月28日
日本公認会計士協会

1. はじめに

本研究報告は、中小規模の監査事務所が、会社法第436条第2項第1号に基づく計算書類及びその附属明細書の監査並びに会社法第444条第4項に基づく連結計算書類の監査（以下「会社法監査」という。）において、その表示の確認を実施する際の参考に資するため、チェックリストの形式で取りまとめたものである。

2. 本研究報告の構成

本研究報告は、次のように構成している。

I 総括のためのチェックリスト

会社法計算書類等の検討結果の査閲、追加検討及び修正事項のフォローのために用いるチェックリストであり、会社法計算書類等の表示方法等に関する監査の結果を総括して示すものである。

II 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表〔個別注記表を作成していない場合は、計算書類の注記事項〕）に関する表示のチェックリスト

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表〔個別注記表を作成している場合〕の表示が、会社法、会社計算規則、企業会計基準委員会が公表する企業会計基準等及び日本公認会計士協会が公表する各種実務指針等に従っているか否かを検討するためのチェックリストである。なお、企業結合会計・事業分離に関する注記の部分はII別紙としている。

III 附属明細書に関する表示のチェックリスト

計算書類の附属明細書の記載が、会社計算規則及び日本公認会計士協会が公表する各種実務指針等に従っているかどうかを検討するためのチェックリストである。

IV 連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表〔連結注記表を作成していない場合は、連結計算書類の注記事項〕）に関する表示のチェックリスト

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表〔連結注記表を作成している場合〕の表示が、会社法、会社計算規則、企業会計基準委員会が公表する企業会計基準等及び日本公認会計士協会が公表する各種実務指針等に従っているか否かを検討するためのチェックリストである。なお、企業結合会計・事業分離に関する注記の部分はIV別紙としている。

3. 本研究報告利用上の留意点

本研究報告の利用に当たっての留意点は、次のとおりである。

- (1) 本研究報告は、会社法監査における計算書類等に関する表示の確認を実施する際のチェックリストの一例を示したものである。したがって、被監査会社の計算書類等の表示を確認する際には、それぞれの実情に即して、加除修正等の検討を行う必要がある。
- (2) 本研究報告は、平成23年3月31日時点で施行・適用されている法令や実務指針等に基づいて作成しており、法令や実務指針等の改正が実施された場合には、その改正事項を考慮

したうえで使用する必要がある。

4. チェックリストの利用方法

- (1) II～IVの各チェックリストに示された項目の内容に基づいて記載事項を検討し、次の方法によって回答する。
 - ① 妥当と認められる場合には、回答欄の「然」欄のチェック・ボックスにチェックを入れる。
 - ② 不当又は検討の余地があると認められる場合には、回答欄の「否」欄のチェック・ボックスにチェックを入れるとともに、その理由、修正方法等を別途記載し、さらに、これに関する会社と協議した結果を記載する。なお、これらについて監査調書を作成した場合は、「否」欄に参考調書番号を記載する。
 - ③ 回答欄の検討に当たっては、適宜、関係法令等を参照する。
 - ④ 会社が修正に応じなかった場合には、特にその旨が明らかになるように別途記載するとともに、遅滞なく監査責任者に報告する。
 - ⑤ 該当する事項がない場合には、回答欄の「該当なし」欄のチェック・ボックスにチェックを入れる。
- (2) II～IVのチェックリストによる検討結果を「I 総括のためのチェックリスト」の結論に記載する。
- (3) 各チェックリストは、作業終了後、監査調書にとじ込んで保管する。

5. 略称等

本研究報告において使用している略称及び略号は、次のとおりである。

法	・	・	・	・	・	会社法
計規	・	・	・	・	・	会社計算規則
再評価	・	・	・	・	・	土地の再評価に関する法律
再評価Q&A	・	・	・	・	・	改正土地再評価に関するQ&A
財規	・	・	・	・	・	財務諸表等規則
連規	・	・	・	・	・	連結財務諸表規則
企原	・	・	・	・	・	企業会計原則
企財	・	・	・	・	・	企財審査ニュース
企財レ	・	・	・	・	・	企財審査レター
金会	・	・	・	・	・	金融商品に係る会計基準
金実	・	・	・	・	・	金融商品会計に関する実務指針
金QA	・	・	・	・	・	金融商品会計に関するQ&A
研開	・	・	・	・	・	研究開発費等に係る会計基準
退実	・	・	・	・	・	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）
外実	・	・	・	・	・	外貨建取引等の会計処理に関する実務指針
減会	・	・	・	・	・	固定資産の減損に係る会計基準
結会	・	・	・	・	・	企業結合会計基準
分会	・	・	・	・	・	事業分離等会計基準
企会基	・	・	・	・	・	企業会計基準（注1）
適針	・	・	・	・	・	企業会計基準適用指針（注2）
S P C	・	・	・	・	・	特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針
対報	・	・	・	・	・	実務対応報告（注3）

消費・・・消費税の会計処理について（中間報告）
 報告・・・監査委員会報告、監査・保証実務委員会報告、会計制度委員会報告(注4)
 会計報告・・・会計制度委員会報告
 研究報告・・・会計制度委員会研究報告
 記・・・会計制度委員会研究報告第9号記載上の注意

(注1)

略 称	名 称
企会基1号	自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準
企会基5号	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
企会基6号	株主資本等変動計算書に関する会計基準
企会基8号	ストック・オプション等に関する会計基準
企会基9号	棚卸資産の評価に関する会計基準
企会基15号	工事契約に関する会計基準
企会基16号	持分法に関する会計基準
企会基18号	資産除去債務に関する会計基準
企会基21号	企業結合に関する会計基準
企会基22号	連結財務諸表に関する会計基準

(注2)

略 称	名 称
適針6号	固定資産の減損に係る会計基準の適用指針
適針9号	株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針
適針10号	企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針
適針11号	ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針

(注3)

略 称	名 称
対報5号	連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）
対報12号	法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い
対報24号	持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い

(注4)

略 称	名 称
報告32号	耐用年数の適用、変更及び表示と監査上の取扱い
報告61号	債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い
報告69号	販売用不動産等の評価に関する監査上の取扱い
報告71号	子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い
報告74号	継続企業の前提に関する開示について
報告77号	追加情報の注記について

会社名_____

自 年 月 日

事業年度 第 期

至 年 月 日

会社法計算書類等に関する表示のチェックリスト

I 総括のためのチェックリスト

番号	項 目	回答欄		
		然	否	該当 なし
1	計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類（以下「計算書類等」という。）を入手し、次に掲げる検討を行ったか。 (1) 計算書類等の記載事項が関係法令、規則等にしたがって作成されていることをⅡ～Ⅳまでのチェックリストに基づいて確かめたか。 (2) 計算書類等の記載金額を、監査済みの計算書類組替表、連結計算書類組替表と照合したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	計算書類等の注記事項について、監査調書と照合可能なものは照合を行ったか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	計算書類等の記載事項のうち前期に関するものについて、前期の計算書類等の記載事項と一致していることを確かめたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	検算可能なものは検算を行ったか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	計算書類等相互間の整合性を確かめたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	各項目の記載内容について、異常項目の有無を検討したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	株主総会招集通知に添付される事業報告の記載内容と計算書類等に重要な不一致、矛盾がないことを確かめたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	監査報告書に添付して会社に提出する計算書類等を表示検討草案と照合し、一致していることを確かめたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	株主総会招集通知に添付される計算書類、連結計算書類が正本と一致していることを確かめたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

〔結論〕

チェック実施者 年 月 日

査閲者 年 月 日

II 計算書類に関する表示のチェックリスト

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
1	(作成すべき計算書類) 計算書類として貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表（ただし、独立した一表とする必要はなく脚注方式で記載できる。）が作成されているか	法 435(2) 計規 59(1) 57(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	(金額単位) 計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）に係る事項の金額は、1円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示しているか。	計規 57(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	(表示言語) 計算関係書類は日本語をもって表示されているか。ただし、他の言語をもって表示することが不适当な場合は、この限りではない。	計規 57(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
貸借対照表					
4	(貸借対照表の区分) (1) 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しているか。 ① 資産 ② 負債 ③ 純資産	計規 73(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	(資産の部の区分) 資産の部は、次に掲げる項目に区分しているか。この場合において、各項目（②固定資産を除く。）は、適当な項目に細分しているか。 ① 流動資産 ② 固定資産 ③ 繰延資産	計規 74(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しているか。 ① 有形固定資産 ② 無形固定資産 ③ 投資その他の資産		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	次に掲げる資産は、流動資産に属するものとしているか。 ① 現金及び預金（1年内に期限の到来しない預金を除く。） ② 受取手形（通常の取引（当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。以下同じ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権（以下「破産更生債権等」という。）で1年内に弁済を受けることができないことが明らかなるものを除く。）をいう。）	計規 74(3)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
	③ 売掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金（当該未収金に係る債権が破産更生債権等で1年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。）をいう。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で1年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので1年内に期限が到来するもの		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤ 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で1年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので1年内に期限が到来するもの		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥ 売買目的有価証券及び1年内に満期の到来する有価証券		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦ 商品（販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑧ 製品、副産物及び作業くず		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑨ 半製品（自製部分品を含む。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑩ 原料及び材料（購入部分品を含む。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑪ 仕掛品及び半成工事		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑫ 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であって、相当な価額以上のもの		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑬ 前渡金（商品、原材料等の購入のための前渡金（当該前渡金に係る債権が破産更生債権等で1年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該前渡金を除く。）をいう。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑭ 前払費用であって、1年内に費用となるべきもの		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑮ 未収収益		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑯ 次に掲げる繰延税金資産		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(イ) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産				
	(ロ) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、1年内に取崩されると認められるもの				
	⑰ その他の資産であって、1年内に現金化できると認められるもの		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	次に掲げる資産（ただし、①から⑧までに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとしているか。	計規 74(3)(2)			
	① 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 船舶及び水上運搬具		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤ 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
	は繰延資産に属しないもの				
11	繰延資産として計上することが適當であると認められるものは、繰延資産に属するものとしているか。	計規 74(3)⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	「1年内」とは、事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日としているか。	計規 74(4)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	(負債の部の区分) 負債の部は、次に掲げる項目に区分しているか。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。 ① 流動負債 ② 固定負債	計規 75(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	次に掲げる負債は、流動負債に属するものとしているか。 ① 支払手形（通常の取引に基づいて発生した手形債務をいう。） ② 買掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。） ③ 前受金（受注工事、受注品等に対する前受金をいう。） ④ 引当金（資産に係る引当金及び1年内に使用されないと認められるものを除く。） ⑤ 通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの ⑥ 未払費用 ⑦ 前受収益 ⑧ 次に掲げる繰延税金負債 ⑨ 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債 ⑩ 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、1年内に取崩されると認められるもの ⑪ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、1年内に期限が到来するもの ⑫ 資産除去債務のうち、1年内に履行されると認められるもの。 ⑬ その他の負債であって、1年内に支払又は返済されると認められるもの	計規 75(2)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	次に掲げる負債は、固定負債に属するものとしているか。 ① 社債 ② 長期借入金 ③ 引当金（資産に係る引当金及び14④に掲げる引当金を除く。） ④ 次に掲げる繰延税金負債 ⑤ 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債 ⑥ 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、1年内に取崩されると認められないもの ⑦ のれん（平成22年4月1日前に発生したもののみ） ⑧ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、14⑨に掲げるものの以外のもの	計規 75(2)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
	⑦ 資産除去債務のうち、14⑩に掲げるもの以外のもの ⑧ その他の負債であって、流動負債に属しないもの		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
16	(純資産の部の区分) 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しているか。 ① 株主資本 ② 評価・換算差額等 ③ 新株予約権	計規 76(1)①	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
17	株主資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。この場合において、⑤自己株式に掲げる項目は控除項目とする。 ① 資本金 ② 新株式申込証拠金 ③ 資本剰余金 ④ 利益剰余金 ⑤ 自己株式 ⑥ 自己株式申込証拠金	計規 76(2)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
18	資本剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。 ① 資本準備金 ② その他資本剰余金 なお、その他資本剰余金は、適当な名称を付した項目に細分することができる。	計規 76(4) 計規 76(6)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
19	利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。 ① 利益準備金 ② その他利益剰余金 なお、その他利益剰余金は、適當な名称を付した項目に細分することができる。	計規 76(5) 計規 76(6)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
20	評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適當な名称を付した項目に細分しているか。 ① その他有価証券評価差額金 ② 繰延ヘッジ損益 ③ 土地再評価差額金	計規 76(7)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
21	新株予約権に係る項目は、自己新株予約権に係る項目を控除項目として区分することができる。	計規 76(8)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
22	国内CD（譲渡性預金）は、有価証券として表示しているか。	金 QA1, 67	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	(たな卸資産及び工事損失引当金の表示) 同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。	計規 77	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
24	(貸倒引当金等の表示) 各資産に係る引当金は、次の25による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しているか。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。	計規78(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。	計規78(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	(有形固定資産に対する減価償却累計額の表示) 有形固定資産に対する減価償却累計額は、次のいずれかの方法による表示によっているか。 ① 科目ごとに控除する形式の記載(科目別間接控除法) ② 2以上の科目から一括して控除する形式の記載(一括間接控除法) ③ 控除残額のみを記載して科目別又は一括注記(直接控除注記法)	計規79	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	(有形固定資産に対する減損損失累計額の表示) 減損損失累計額は、当該各有形固定資産の金額(有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額)から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しているか。 ただし、減価償却を行う有形固定資産については、次のいずれかの表示方法によることができる。 ① 減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもって表示する。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。 ② 減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもって表示する。	計規80(1) (2)(3) 適針6 号57	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
28	(無形固定資産の表示) 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しているか。	計規81	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29	(ソフトウエア) 市場販売目的のソフトウエア及び自社利用のソフトウエアを資産として計上する場合には、無形固定資産の区分に計上しているか。 (注)制作途中のソフトウエアの制作費については、無形固定資産の仮勘定として計上しているか。	研開四 4, 注4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
30	(関係会社株式等の表示) 関係会社の株式又は出資金は、関係会社株式又は関係会社出資金の項目をもって別に表示しているか。	計規82(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
31	(繰延税金資産等の表示) 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しているか。	計規83(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32	固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しているか。	計規83(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33	(再評価に係る繰延税金資産) 「土地の再評価に関する法律」第7条第1項に規定する再評価に係る繰延税金資産は、投資その他の資産に再評価に係る繰延税金資産の科目をもって別に掲記しているか。	再評価Q&A2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34	(繰延資産の表示) 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しているか。	計規84	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35	(再評価に係る繰延税金負債) 「土地の再評価に関する法律」第7条第1項に規定する再評価に係る繰延税金負債は、固定負債に再評価に係る繰延税金負債の科目をもって別に掲記しているか。	再評価Q&A2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36	(新株予約権の表示) 自己新株予約権の額は、新株予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新株予約権の金額として表示しているか。ただし、自己新株予約権を控除項目として表示することを妨げない。	計規86	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37	(土地再評価差額金) 再評価差額に繰延税金資産・負債を加減した金額を土地再評価差額金として純資産の部に記載しているか。	再評価Q&A1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38	(自己株式の処分) (1) 自己株式処分差益は、その他資本剰余金に計上しているか。 (2) 自己株式処分差損は、その他資本剰余金から減額し、減額しきれない場合は、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）から減額しているか。 (3) 自己株式処分差益と自己株式処分差損は、会計年度単位で相殺した上で上記の処理をしているか。	企会基 1号9, 10, 12, 42	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
損益計算書					
39	(損益計算書の区分) 損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。 ① 売上高 ② 売上原価 ③ 販売費及び一般管理費 ④ 営業外収益 ⑤ 営業外費用	計規88(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
	⑥ 特別利益 ⑦ 特別損失		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	特別利益に属する利益は、以下の区分に従い、細分しているか。 ① 固定資産売却益 ② 前期損益修正益 ③ 負ののれん発生益 ④ その他の項目の区分	計規 88(2)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
40	特別損失に属する損失は、以下の区分に従い、細分しているか。 ① 固定資産売却損 ② 減損損失 ③ 災害による損失 ④ 前期損益修正損 ⑤ その他の項目の区分	計規 88(3)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	特別利益、特別損失のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益又は損失を細分しないこととすることができる。	計規 88(4)			
41	損益計算書の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適當な名称を付しているか。	計規 88(7)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
42	(売上総損益金額) 売上高から売上原価を減じて得た額（以下「売上総損益金額」という。）は、売上総利益金額として表示しているか。売上総損益金額が零未満である場合には、零から売上総損益金額を減じて得た額を、売上総損失金額として表示しているか。	計規 89(1) (2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
43	(営業損益金額) 売上総損益金額から販売費及び一般管理費の合計額を減じて得た額（以下「営業損益金額」という。）は、営業利益金額として表示しているか。営業損益金額が零未満である場合には、零から営業損益金額を減じて得た額を、営業損失金額として表示しているか。	計規 90(1) (2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
44	(経常損益金額) 営業損益金額に営業外収益を加えて得た額から営業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しているか。経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しているか。	計規 91(1) (2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
45	(税引前当期純損益金額) 経常損益金額に特別利益を加えて得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引前当期純損益金額」という。）は、税引前当期純利益金額として表示しているか。税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しているか。	計規 92(1) (2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
46	(税等) 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しているか。 ① 当該事業年度に係る法人税等 ② 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される①に掲げる法人税等の調整額をいう。）	計規 93 (1)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
47	法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、当該事業年度に係る法人税等の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示しているか。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、当該事業年度に係る法人税等に含めて表示することができる。	計規 93 (2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
48	(当期純損益金額) 下記①、②の合計額から下記③から⑤の合計額を減じて得た額は、当期純利益金額又は当期純損失金額として表示しているか。 ① 税引前当期純損益金額 ② 法人税等の更正、決定等による還付税額 ③ 法人税等 ④ 法人税等調整額 ⑤ 法人税等の更正、決定等による納付税額	計規 94 (1) (2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
49	(法人事業税の付加価値割及び資本割) 法人事業税の付加価値割及び資本割については、原則として、販売費及び一般管理費に計上しているか。 ただし、合理的な基準に基づき売上原価（当期製造費用）に配分することができる。	対報 12 号①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
50	(厚生年金基金の代行返上に係る損益) 厚生年金基金の代行部分過去分返上の処理を行った場合、下記の(1) (2) 及び(3) の損益は純額で、特別損益項目として表示しているか。 (1) 過去分返上認可を受けた日における、過去分返上認可の直前の代行部分に係る退職給付債務と国への返還相当額（最低責任準備金）との差額 (2) 過去分返上認可を受けた日における、未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額のうち、過去分返上認可の日における代行部分に対応する金額を、退職給付債務に占める代行部分の比率その他合理的な方法により算定した金額 (3) 返還の日における、過去分返上認可により修正された退職給付債務と実際返還額との間に差額が生じた場合の、当該差額。ただし、当該差額の重要性が低い場合は、当該処理を行わないことができる。	退実 44-2, 61-3	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
51	(自己株式に関する付随費用) 自己株式の取得、処分及び消却に関する付隨費用は、営業外費用として表示しているか。	企会基 1号 14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
52	(のれんの償却) (1) のれんの償却は、販売費及び一般管理費に計上しているか。減損処理以外の事由で、のれんの償却額を特別損失に計上することはできない。 (2) 平成 22 年 4 月 1 日前に発生した負ののれんの償却額は、営業外収益に計上しているか。 (3) 平成 22 年 4 月 1 日以後に発生した負ののれんは、原則として特別利益に計上しているか。	適針 10 号 76 (3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
53	(有価証券の売却損益) (1) 売買目的有価証券の売買損益は、売買を主たる事業としている場合には営業損益に純額表示しているか。また、それ以外の場合は営業外損益に純額表示しているか。 (2) 子会社株式及び関連会社株式の売却損益は、特別損益に原則として売却損益を相殺せずに総額表示しているか。 (3) 満期保有目的の債券の売却損益は、残りの満期保有目的の債券の保有意思を否定されない合理的な理由による売却の場合、純額で営業外損益に表示しているか。それ以外の場合は特別損益としているか。 (4) その他有価証券の売却損益は、原則として特別損益に表示しているか。 (注) ただし、市場動向の推移を見ながら売却（転売）を行うことを目的に取得した有価証券（いわゆる純投資）の売却については、ある程度経常性が認められれば営業外損益へ計上することが適当である。	金 QA68	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
54	(有価証券に係る損益) (1) 売買目的有価証券に係る損益は、利息、配当金、売却損益及び評価損益を一括して、売買有価証券運用損益として表示しているか。ただし、利息及び配当金を売買目的有価証券利息及び配当金とし、売却損益と評価損益を売買有価証券運用損益と表示することもできる。 (2) 上記以外の有価証券に係る損益は、有価証券の計上区分に応じて①利息及び配当金、②売却損益、③評価損益を区分して表示しているか。ただし、純資産の部に計上されるその他有価証券評価差額金を除く。 (注) 有価証券の保有目的区分の変更による振替損益がある場合には、その内容を明瞭に示す科目で表示することが適当である。	金 QA69	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
55	(資産除去債務に関する損益項目の表示) (1) 資産計上された資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額は、損益計算書上、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上しているか。 (2) 時の経過による資産除去債務の調整額は、損益計算書上、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上しているか。 (3) 資産除去債務の履行時に認識される資産除去債務残高と資産除去債	企会基 18 号 13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
	務の決済のために実際に支払われた額との差額は、損益計算書上、原則として、当該資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上しているか。	18号15			
56	(適用初年度の期首における既存資産に関する資産除去債務) 適用初年度における期首残高の算定は次のように行い、両者の差額は適用初年度において原則として特別損失に計上しているか。 (1) 適用初年度の期首における既存資産に関する資産除去債務は、適用初年度の期首時点における割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率により計算を行う。 (2) 適用初年度の期首における既存資産の帳簿価額に含まれる除去費用は、資産除去債務の発生時点における割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率が、適用初年度の期首時点と同一であったものとみなして計算した金額から、その後の減価償却額に相当する金額を控除した金額とする。	企会基 18号18	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
57	(「棚卸資産の評価に関する会計基準」の平成20年改正会計基準) (1) 平成20年改正会計基準の適用初年度において、棚卸資産の評価方法を後入先出法から平成20年改正会計基準に定める評価方法へ変更したことによる影響額が多額である場合、適用初年度の期首における棚卸資産の帳簿価額合計額とその時点の再調達原価合計額の差額(適用初年度の期首の棚卸資産に係る保有損益相当額)のうち当期の損益に計上された額を、特別損益に表示することができる。 (2) 平成20年改正会計基準の適用初年度において、会計基準の変更に伴い後入先出法から平成20年改正会計基準に定める評価方法への変更が計算書類に与える影響を記載する際には、後入先出法を適用した場合の損益と変更後の評価方法による損益との差額に代えて、以下の金額を当該会計方針の変更の影響として注記することができる。 ・払い出した棚卸資産の帳簿価額合計額(売上原価)と払出し時点の再調達原価合計額の差額(当期の損益に含まれる棚卸資産の保有損益相当額) この場合、以下の事項をあわせて注記しているか。 (1) 当該保有損益相当額の算定方法の概要 (2) 当該保有損益相当額の算定に含めた棚卸資産の範囲等に関する事項	企会基 9号 21-3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	株主資本等変動計算書				
58	株主資本等変動計算書は、以下の項目に区分して表示しているか。 ① 株主資本 ② 評価・換算差額等 ③ 新株予約権	計規 96(2)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
59	株主資本等変動計算書に表示される各項目の前期末残高及び当期末残高は、前期及び当期の貸借対照表の純資産の部における各項目の期末残高と整合しているか。	企会基 6号5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
60	(株主資本) 株主資本等変動計算書の株主資本は、以下の項目に区分しているか。 ① 資本金 ② 新株式申込証拠金 ③ 資本剰余金 ④ 利益剰余金 ⑤ 自己株式 ⑥ 自己株式申込証拠金	計規 96(3)①	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
61	株主資本等変動計算書の資本剰余金及び利益剰余金は、以下に掲げる項目に区分しているか。この場合において、その他資本剰余金及びその他利益剰余金に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。 ① 資本剰余金 次に掲げる項目 (i) 資本準備金 (ii) その他資本剰余金 ② 利益剰余金 次に掲げる項目 (i) 利益準備金 (ii) その他利益剰余金 その他利益剰余金のうち、任意積立金のように、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目については、その内容を示す科目をもって表示し、それ以外については繰越利益剰余金にて表示しているか。	計規 96(4)① ② 企会基 5号6	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
62	資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式に係る項目は、以下に掲げるものについて明らかにしているか。この場合において、②当期変動額については、変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。 ① 前期末残高 ② 当期変動額 ③ 当期末残高	計規 96(7) 企会基 6号6	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
63	新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載しているか。 (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法 (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法	適針9 号8	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
64	剰余金の配当は、その他資本剰余金又はその他利益剰余金の変動事由として表示しているか。	財規 101(3) 適針9 号7	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
65	当期純利益金額又は当期純損失金額は、その他利益剰余金の変動事由として表示しているか。	財規 101(4) 企会基 6号7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
66	その他利益剰余金については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載しているか。	財規 102 適針9 号4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
67	(評価・換算差額等) 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適切な名称を付した項目に細分することができる。 (1) その他有価証券評価差額金 (2) 繰延ヘッジ損益 (3) 土地再評価差額金	計規 96(5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
68	評価・換算差額等及び新株予約権に係る項目は、それぞれ前期末残高及び当期末残高並びにその差額について明らかにしているか。この場合において、当期変動額については、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることができます。	計規 96(8)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
69	株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。	企会基 6号8 適針9 号9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
70	株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。 (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法 (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法	企会基 6号8 適針9 号10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
71	その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により表示しているか。 (1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法 (2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法 この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳科目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。	適針9 号12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
72	繰越ヘッジ損益についても、上記69と同様に取り扱う。	適針9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
		号 12			
73	評価・換算差額等については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額（当期変動額について主な変動事由ごとにその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。	財規 104 適針 9 号 5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
74	(新株予約権) 新株予約権に係る項目は、自己新株予約権に係る項目を控除項目として区分することができる。	計規 96 (6)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
75	(別記事業) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則別記に掲げる事業（以下「別記事業」という。）を営む会社（企業集団を含む。以下において同じ。）が当該別記事業の所管官庁に提出する計算関係書類の用語、様式及び作成方法について、特に法令の定めがある場合又は当該別記事業の所管官庁がこの省令に準じて計算書類準則（以下「準則」という。）を制定した場合には、当該別記事業を営む会社が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法については、会社計算規則第1章から第6章までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによっているか。 ただし、その法令又は準則に定めのない事項については、この限りでない。	計規 118 (1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
76	会社計算規則第118条第1項の規定にかかわらず、別記事業（同項の法令又は準則の定めの適用があるものに限る。以下同じ。）の二以上を兼ねて営む会社が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法については、それらの別記事業のうち、当該会社の事業の主要な部分を占める事業（以下「主要事業」という。）に関して適用される法令又は準則の定めによる。ただし、その主要事業以外の別記事業に関する事項については、主要事業以外の別記事業に関して適用される法令又は準則の定めによることができる。	計規 118 (2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
77	別記事業とその他の事業とを兼ねて営む会社の主要事業が別記事業でない場合には、当該会社が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法については、会社計算規則第118条第1項の規定を適用しないことができる。ただし、別記事業に關係ある事項については、当該別記事業に関して適用される法令又は準則の定めによることができる。	計規 118 (3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
78	会社計算規則第118条第1項乃至第3項の規定の適用がある会社（当該会社が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法の全部又は一部について別記事業に関して適用される法令又は準則の定めによるものに限る。以下「別記事業会社」という。）が作成すべき計算関係書類について、この省令の規定により表示を要しない事項がある場合においては、当該事項に関して適用される法令又は準則の定めにかかわらず、その表示を省略し、又は適當な方法で表示することができる。	計規 118 (4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
79	(会社法以外の法令の規定による準備金等) 会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもって計上しなければならない準備金又は引当金であって、資産の部又は負債の部に計上することが適当でないもの（以下「準備金等」という。）は、固定負債の次に別の区分を設けて表示しているか。この場合において、当該準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しているか	計規 119(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
80	会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもって計上しなければならない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項（②の区別をすることが困難である場合にあっては、①に掲げる事項）を注記表に表示しているか。 ① 当該法令の条項 ② 当該準備金又は引当金が1年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別	計規 119(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

II 計算書類に関する表示のチェックリスト（個別注記表）

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
81	<p>(個別注記表の区分)</p> <p>注記表は、次に掲げる項目に区分して記載しているか（個別注記表を作成しない場合は他の計算書類に注記事項を注記しているか。）。</p> <p>(1) 繼続企業の前提に関する注記 (2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 貸借対照表等に関する注記 (4) 損益計算書に関する注記 (5) 株主資本等変動計算書に関する注記 (6) 税効果会計に関する注記 (7) リースにより使用する固定資産に関する注記 (8) 金融商品に関する注記 (9) 賃貸等不動産に関する注記 (10) 持分法損益等に関する注記 (11) 関連当事者との取引に関する注記 (12) 1株当たり情報に関する注記 (13) 重要な後発事項に関する注記 (14) 連結配当規制適用会社に関する注記 (15) その他の注記</p> <p>ただし、会計監査人設置会社のうち大手会社で有価証券報告書提出会社以外の株式会社については(10)の注記は要しない。</p>	計規 98(1), (2)(3)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
82	<p>(注記の方法)</p> <p>貸借対照表等、損益計算書等又は株主資本等変動計算書等の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにしているか。</p>	計規 99	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
83	継続企業の前提に関する注記				
84	<p>継続企業の前提に関する注記は注記表の会計方針の冒頭に記載しているか。</p> <p>継続企業の前提に関する注記は、事業年度の末日において、当該株式会社が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く）は、以下の項目を注記しているか。</p> <p>(1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 (4) 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別</p>	計規 100 報告 74 号 7	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
85	継続企業の前提に関する評価は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための経営者の対応策を含み、合理的な期間（少なくとも貸借対照表日の翌日から1年間）にわたり、企業が事業活動を継続できるかどうかについて入手可能な情報に基づいて行っているか。	報告74号6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
86	事業報告の「当該事業年度における事業の経過及びその成果」、「直前3事業年度の財産及び損益の状況」、「対処すべき課題」と貸借対照表、損益計算書などとの整合性はとれているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	重要な会計方針に係る事項に関する注記				
87	重要な会計方針に係る事項に関する次に掲げる事項を注記しているか。ただし、重要性の乏しいものを除く。 (1) 資産の評価基準及び評価方法 (2) 固定資産の減価償却の方法 (3) 引当金の計上基準 (4) 収益及び費用の計上基準 (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項	計規101	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
88	(会計方針の変更) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項も重要な会計方針に関する注記としているか。ただし、重要性の乏しいものを除く。 (1) 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容 (2) 表示方法を変更した場合には、その内容	計規101(2)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
89	(資産除去債務に関する会計基準) 当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している場合には、その旨、変更の理由及び当該変更の影響について記載しているか。	企会基18号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
90	(企業結合に関する会計基準等) 当事業年度において企業結合等の事象が新たに発生し、企業結合に関する会計基準等を適用した場合は、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として記載しているか。 なお、会計方針の変更による影響額の注記は要しない。 (注)企業結合に関する会計基準等は以下のとおり。 ・「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)の平成20年改正 ・「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号) ・「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号)の平成20年改正 ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)の平成20年改正	企会基21号 企会基22号他	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
91	(持分法に関する会計基準の平成20年3月公表分) 当事業年度から「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会	企会基	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
	社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用している場合には、その旨、変更の理由及び当該変更の影響について記載しているか。	16号 対報24号			
92	(棚卸資産に関する会計基準の平成20年改正) 当事業年度から「棚卸資産に関する会計基準」の平成20年改正を適用している場合には、その旨、変更の理由及び当該変更の影響について記載しているか。	企会基9号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
93	以下の重要な貸借対照表又は損益計算書の作成方法に関する会計方針を注記しているか。ただし、その採用が原則とされている会計方針についてはこの限りではない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
94	(有価証券の評価方法及び評価基準) 有価証券の評価基準と評価方法は保有目的毎に記載しているか。	金会、 金実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
95	その他有価証券について、市場価格のあるものとないものとに区分し記載しているか。市場価格のあるものについては、時価法の旨、時価の算定方法、評価差額の処理、売却原価の算定方法について記載しているか。	金会、 金実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
96	子会社及び関連会社株式の評価基準（原価法）について記載しているか。	金会、 金実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
97	デリバティブの評価基準について記載しているか。	金会、 金実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
98	運用目的の金銭の信託の評価基準について記載しているか。	金会、 金実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
99	(たな卸資産の評価方法及び評価基準) たな卸資産の評価基準及び評価方法を記載しているか。	企原第 1四、 注解注 1-2口	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
100	(耐用年数の変更) 固定資産の耐用年数を変更したときには、その旨を注記しているか。	報告32号Ⅱ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
101	(重要なソフトウェアの減価償却方法) 重要なソフトウェアの減価償却の方法、見込有効期間（市場販売目的のソフトウェア）及び見込利用可能期間（自社利用ソフトウェア）を記載しているか。	研実22	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
102	ソフトウェアの見込有効期間及び見込利用可能期間の変更が重要である場合には、その旨、その内容、その影響額を記載しているか。	研実22	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
103	監査委員会報告第71号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」により投資損失引当金を計上している場合、計上基準を記載しているか。	報告71号2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
104	(繰延資産の処理方法)				

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
	繰延資産の処理方法に関する会計方針が注記されているか。	企原第1四、注解注1-2二	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
105	(外貨基準) 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準を記載しているか。 (平均レートを採用した場合、決算日レート、平均レートを注記)	外実11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
106	外貨基準に定めのない事項に関する換算基準又は外貨基準以外の基準を採用した場合には当該選択した基準等を注記しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
107	(ヘッジ会計の方法) ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等、リスク管理方針のうちヘッジ会計に係るものについて概括的に記載しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
108	(消費税等) 消費税等の会計処理が税抜方式の場合、その旨、控除対象外消費税を開示しているか。	消費第五I	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
109	(消費税等) 消費税等の会計処理が税込方式の場合、その旨を開示しているか。	消費第五I	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
110	(保有目的変更) 販売用不動産及び固定資産の保有目的の変更が、会社の財務諸表に重要な影響を与える場合は、追加情報として、その旨及びその金額を記載しているか。	報告69号7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
111	(休止固定資産) 重要な休止固定資産がある場合には、その旨、金額を記載しているか。	報告77号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
112	(厚生年金基金の代行返上) 厚生年金基金の代行返上を行う場合、状況に応じて次の事項を注記しているか。 (1) 将来分返上認可を受けたときは、当該認可の日の属する事業年度から過去分返上認可の日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度の計算書類に ① 将来分返上認可の日 ② 期末日現在において測定された返還相当額（責任準備金） ③ 期末日現在において測定された返還相当額（責任準備金）の支払いが期末日において行われたと仮定して退職給付会計に関する実務指針44-2を適用した場合に生じる損益の見込額 (2) 過去分返上認可を受けたとき又は現金の納付が完了したときは、当該認可の日又は当該返還の日の属する事業年度に係る計算書類にその旨及び損益に与えている影響額 なお、将来返上分認可の日と過去分返上認可又は現金納付の完了が同	退実44-3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
	一事業年度内にあったときは上記(I)の②、③の記載を要しない。				
	別記事業の特例				
113	別記事業を営む会社が所管官庁に提出する計算関係書類について、特に法令の定めがある場合又は所管官庁が計算書類準則を制定している場合には、法令又は準則の定めに従って（注記されて）いるか。 なお、定めのない事項はこの限りでない。	計規 118(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
114	別記事業の2以上を兼ねて営む会社の場合、主要事業に関して適用される法令又は準則の定めに従って（注記されて）いるか。 ただし、主要事業以外の別記事業に関する事項については、主要事業以外の別記事業に関して適用される法令又は準則の定めによる（注記をする）ことができる。	計規 118(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
115	別記事業とその他の事業とを兼ねて営む会社の主要事業が別記事業でない場合、会社計算規則第118条第1項の規定を適用しないことができる。 ただし、別記事業に關係ある事項については、別記事業に関して適用される法令又は準則の定めによる（注記をする）ことができる。	計規 118(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	貸借対照表に関する注記				
116	(担保資産) 担保に供されている資産については、次に掲げる事項が注記されているか。 ① 資産が担保に供されていること ② 担保に供されている資産の内容及びその金額 ③ 担保に係る債務の額	計規 103①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
117	(引当金) 資産に係る引当金を直接控除した場合、各資産の資産項目別引当金の金額を注記しているか。	計規 103②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
118	(減価償却累計額) 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合、各資産の資産項目別の減価償却累計額（一括して注記することが適當な場合にあっては、各資産について一括した減価償却累計額）を注記しているか。	計規 103③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
119	(減損損失累計額) 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあっては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨の注記が記載されているか。	計規 103④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
120	(保証債務等) 保証債務、手形遡及義務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く）は、その内容及び金額を注記しているか。	計規 103⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
121	(関係会社に対する金銭債権又は金銭債務) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社の金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額で注記しているか。	計規 103⑥	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
122	(取締役等に対する金銭債権) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときはその総額を注記しているか。	計規 103⑦	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
123	(取締役等に対する金銭債務) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときはその総額を注記しているか。	計規 103⑧	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
124	(親会社株式の表示区別金額) 当該株式会社の親会社株式の各表示区別の金額を注記しているか。	計規 103⑨	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
125	(特別法により計上が強制される準備金等) 法令の規定により負債の部に計上することが強制される引当金又は準備金は、①その法令の条項、②1年内に使用されると認められるものであるかの区分を注記しているか(区分が困難な場合は不要)。	計規 119(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
126	(金融資産) 有価証券の消費貸借契約等がある場合、有価証券の貸手は、その旨、貸借対照表価額を記載しているか。	金実 27, 77, 277	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
127	有価証券の消費貸借契約等がある場合、有価証券の借手は、その旨、貸借対照表日の時価を記載しているか。	金実 27, 77, 241 -2, 277	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
128	自由処分権を有する担保受入金融資産がある場合に担保の差入側は、その旨、貸借対照表価額を記載しているか。	金実 28, 128, 242, 304	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
129	自由処分権を有する担保受入金融資産がある場合に担保の受入側は、その旨、貸借対照表日の時価を記載しているか。	金実 128, 304	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
130	現先取引及び現金担保付債券貸借取引がある場合には、差入側は、その旨、貸借対照表価額を記載しているか。	金実 305	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
131	現先取引及び現金担保付債券貸借取引がある場合には、受入側は、その旨、貸借対照表日の時価を記載しているか。	金実 129, 305	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
132	(休日受取手形)				

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
	期末日に休日受取手形がある場合には、その処理方法、金額を注記しているか。	報告 77 号 企財 L13-4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
133	(固定資産圧縮記帳) 収用等により固定資産の圧縮記帳がある場合、その旨、圧縮額（処理年度のみ）を注記しているか。	報告 77 号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
134	(国庫補助金等による固定資産の圧縮記帳) 国庫補助金、工事負担金等で取得した資産については、取得原価から国庫補助金等に相当する金額を控除することができる。この場合、国庫補助金等に相当する金額を控除する形式で記載しているか、又は、取得原価から国庫補助金等に相当する金額を控除した残額のみを記載し、当該国庫補助金等の金額を注記しているか。	企原注 24	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
135	(不動産S P C) 不動産S P Cへの譲渡取引を金融取引として処理した場合、その旨、関連する債務を示す科目名、金額を注記しているか。	SPC 実 22	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
136	(休日支払手形) 期末日に休日支払手形がある場合には、その処理方法、金額を注記しているか。	報告 77 号 企財 L13-4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
137	(債務保証) 債務保証は、保証先毎に総額表示で注記しているか。なお、債務保証には、保証類似行為（保証予約、経営指導念書等）も含まれる。保証類似行為について、債務保証に内書によって記載する方法、区分して記載する方法によることができる。	報告 61 号 3 (1) ③ 企財 L11-5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
138	根保証がある場合には、貸借対照表日現在の債務額又は保証極度額の少ない金額（又は保証極度額）を記載しているか。	報告 61 号 3 (1) ④ 企財 L11-5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
139	自己の債務保証を他者が再保証している場合には、再保証額控除前の自己の債務保証額を記載しているか。	報告 61 号 3 (1) ⑤① 企財 L11-5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
140	他者の債務保証を自己が再保証している場合には、自己の再保証額を記載しているか。	報告 61 号 3 (1) ⑤② 企財 L11-5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
141	遅延未払金利も債務保証の対象となっている場合には、債務額+遅延未払金利額等を記載しているか。	報告 61 号 3 (2) 企財 L11-5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
142	債務保証損失引当金が設定してある場合、債務保証の総額から債務保証損失引当金を控除しているか。	報告 61 号 4 (4) ⑤ 企財 L11-5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
143	外貨建保証債務は、決算時の為替相場による円貨額を注記しているか。	外実 29	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
144	(当座貸越契約等) 当座貸越契約等、貸出コミットメントの貸手は、その旨、極度額又は貸出コミットメント額から借手の実行残高を差し引いた額を注記しているか。なお、注記に際して補足説明（定性情報）を付すことができる。	金実 139, 311-2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
145	当座貸越契約等、貸出コミットメントの借手は、その旨、借入枠から実行残高を差し引いた額を注記しているか。	金実 139, 311-2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
146	(自己株式) 取締役会決議による自己株式を消却する場合に、決議後消却手続を完了していない自己株式が貸借対照表日にあり、当該自己株式の帳簿価額又は株式数に重要性がある場合、その自己株式の帳簿価額、種類及び株式数を注記しているか。	企会基 1 号 22	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
損益計算書に関する注記					
147	(関係会社に対する取引高) 関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を注記しているか。	計規 104	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
株主資本等変動計算書に関する注記					
148	当該事業年度末における発行済株式の数について記載されているか。 種類株式発行会社にあっては、事業年度末における種類ごとの発行済株式の数について記載されているか。（連結注記表を作成する場合は省略可）	計規 105 (I) ①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
149	当該事業年度末における自己株式の数について記載されているか。 種類株式発行会社にあっては、事業年度末における種類ごとの自己株式の数について記載されているか。	計規 105 (I) ②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
150	当該事業年度中に行った剩余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剩余金の配当のうち、剩余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項を記載しているか。 (イ) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額 (ロ) 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価	計規 105 (I) ③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
	額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあっては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額 (連結注記表作成している場合には省略可)				
151	当該事業年度の末日における会社の発行している新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く）に関する事項について記載しているか。 種類株式発行会社にあっては、種類及び種類ごとの数 (連結注記表を作成する場合は省略可)	計規 105 (1) (4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	税効果に関する注記				
152	税効果に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く）の発生の主な原因を注記しているか（負担率の注記は要求されていない。） (1) 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合にはその金額を含む） (2) 繰延税金負債	計規 107	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	リースにより使用する固定資産に関する注記				
153	リースにより使用する固定資産に関する注記として、ファイナンス・リース取引の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件に関する事項を記載しているか。 (1) 当該事業年度の末日における取得原価相当額 (2) 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額 (3) 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 (4) 上記(1)から(3)のほか、リース物件に係る重要な事項	計規 108	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	金融商品に関する注記				
154	金融商品に関する注記は、次に掲げる事項（重要性が乏しいものを除く。）を記載しているか (1) 金融商品の状況に関する事項 (2) 金融商品の時価等に関する事項 連結計算書類を作成する株式会社は個別計算書類における上記(1)、(2)の記載を要しない。	計規 109 (1) (2)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	賃貸等不動産に関する注記				
155	賃貸等不動産に関する注記は次に掲げる事項（重要性が乏しいものを除く。）を記載しているか (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項 (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項 連結計算書類を作成する株式会社は、個別計算書類における上記(1)、(2)の記載を要しない。	計規 110 (1) (2)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	持分法損益等に関する注記				
156	持分法損益等に関する注記は、次に掲げる区分に応じて、注記しているか (1) 関連会社がある場合	計規 111 (1) (2)			

番号	項目	関係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
	<p>① 関連会社に対する投資の金額 ② 当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額 ③ 投資利益又は投資損失の金額 (留意事項) 損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。 (2) 開示対象特別目的会社がある場合 ① 開示対象特別目的会社の概要 ② 開示対象特別目的会社との取引の概要 ③ 開示対象特別目的会社との取引金額 ④ その他重要な事項 (留意事項) 連結計算書類を作成する株式会社は上記(1)、(2)の記載を要しない。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	関連当事者との取引に関する注記		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
157	<p>関連当事者との取引に関する注記は、株式会社と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であって重要なものを注記しているか。</p> <p>(1) <関連当事者が会社等であるとき> 関連当事者が会社等であるときは、次の事項を注記しているか。</p> <p>① その名称 ② 当該関連当事者の総株主の議決権に占める株式会社が有する議決権の数の割合 ③ 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(2) <関連当事者が個人であるとき> 関連当事者が個人であるときは、次の事項を注記しているか。</p> <p>① その氏名 ② 当該関連当事者の総株主の議決権に占める株式会社が有する議決権の数の割合</p> <p>(3) 当該株式会社と当該関連当事者との関係 (4) 取引の内容 (5) 取引の種類別の取引金額 (6) 取引条件及び取引条件の決定方針 (7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高 (8) 取引条件の変更があった時には、その旨、変更の内容、当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p>	計規 112 (1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
158	関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、注記不要としているか。 (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般的な取引と同様であることが明白な取引 (2) 取締役、会計参与、監査役又は執行役（以下この条において「役員」という。）に対する報酬等の給付 (3) (1) (2) のほか当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般的な取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引	計規 112 (2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
159	関連当事者との取引に関する注記は上記の区分に従い関連当事者ごとに注記しているか。	計規 112 (3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	1株当たり情報に関する注記				
160	(1株当たり純資産) 1株当たりの純資産額を注記しているか。	計規 113 (1) ①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
161	(1株当たり当期純損益) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額を注記しているか。	計規 113 (1) ②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	重要な後発事象に関する注記				
162	当該株式会社の事業年度の末日後、当該株式会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象を注記しているか。	計規 114 (1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	連結配当規制適用会社に関する注記				
163	(連結配当規制適用会社に関する注記) 連結配当規制適用会社は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社になる旨を注記しているか。	計規 115	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その他の注記				
164	(追加情報の注記) 会社計算規則等において特に定められた注記事項のほか、利害関係人が事業年度に関する会社の財政及び経営の状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しているか。 (1) 会計方針の記載に併せて注記すべき事項 ① 会計上の見積りの変更 <例> ・製品保証引当金の算定の基礎となる過去の修理期間の見直し ・固定資産の耐用年数の変更 ② 会計処理の対象となる会計事象等の重要性が増したことに伴う本来の会計処理への変更	計規 116 報告 77 号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
	<p>〈例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上割戻の計上について、支出時に売上控除処理する方法から売上割戻見積額を未払計上する方法への変更 ・ポイント制度について、顧客の利用時に費用化する方法からポイント付与時に見積りに基づいて費用化する方法への変更 <p>(3) 会計処理の対象となる新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の採用</p> <p>〈例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに開始した倉庫業に係る流通倉庫の減価償却方法について、既存事業の有形固定資産の減価償却方法とは異なる方法の採用 ・新たに開始した割賦販売について、既存の出荷基準とは異なる売上計上基準の採用 <p>(2) 計算書類等の特定の科目との関連を明らかにして注記すべき事項</p> <p>① 資産の使用・運用状況等の説明</p> <p>〈例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な休止固定資産 ・販売用不動産等の保有目的の変更 <p>② 特殊な勘定科目等の説明</p> <p>〈例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損益計算書における特別損益科目的説明 ・業種特有の科目的説明 ・収用等に伴う圧縮記帳 <p>③ 会計基準の適用に係る実務指針等で注記を求めている事項</p> <p>〈例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業会計基準委員会による企業会計基準適用指針等による注記事項 ・監査委員会報告第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」による注記事項 ・会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」による注記事項 <p>(3) その他</p> <p>① 期間比較上説明を要する事項</p> <p>〈例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末日が休日 ・新規事業の開始、取引形態の変更 <p>② 後発事象に該当しないが説明を要する事項</p> <p>〈例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業年度中に合併の合意及び公表はなされたが、合併承認手続が未了の場合 ・当該事業年度中に合併承認総会で合併契約書が承認されたが、まだ合併期日が到来していない場合 ・新株式の発行について、当該事業年度中に取締役会の承認決議はあったが、いまだ払込期日が到来していない場合 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
	・過年度に後発事象として開示した事項で、開示した内容を更改又は補正し、あるいは経過等を引き続き開示する場合				
165	(資産除去債務に関する注記) 資産除去債務の会計処理に関する重要な事項を除き、次の事項を注記しているか。 (1) 資産除去債務の内容についての簡潔な説明 (2) 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件 (3) 資産除去債務の総額の期中における増減内容 (4) 資産除去債務の見積りを変更したときは、その変更の概要及び影響額 (5) 資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積ることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積ることができない旨及びその理由	企会基 18号 (16)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
166	(工事契約に関する注記) 工事契約に関する重要な事項を注記しているか。 (1) 工事契約に関する認識基準 (2) 決算日における工事進捗度を見積るために用いた方法 (3) 当期の工事損失引当金繰入額 (4) 同一の工事に関する棚卸資産と工事損失引当金がともに計上されることとなる場合には、次の①または②のいずれかの金額（該当する工事契約が複数存在するときはその合計額） ① 棚卸資産と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示した場合 その旨、当該棚卸資産の額のうち工事損失引当金に対応する額 ② 棚卸資産と工事損失引当金を相殺して表示した場合 その旨、相殺表示した棚卸資産の額	企会基 15号 22 計規 77	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
167	(減損損失) 減損損失を認識した資産又は資産グループがある場合には、重要な事項を除き、当該資産又は資産グループごとに、次の事項を注記しているか。 (1) 当該資産又は資産グループに係る次の事項 ① 用途 ② 種類 ③ 場所 ④ その他当該資産又は資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合には、その内容 (2) 減損損失を認識するに至った経緯 (3) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳 (4) 資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法 (5) 回収可能価額が正味売却価額の場合には、その旨及び時価の算定方法	適針 6号 58, 59	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
	(6) 回収可能価額が使用価値の場合には、その旨及び割引率 (留意事項) 多数の資産グループにおいて重要な減損損失が発生している場合には、資産の用途や場所等に基づいて、まとめて記載することができる。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
168	(ストック・オプションの注記) (1) ストック・オプション会計基準の適用による財務諸表への影響額 ① サービスを取得した場合には、当該会計期間において計上した費用の額とその科目名称(ストック・オプションを付与した場合は、これに該当する。当該会計期間に新たに付与したストック・オプション等に係る当期の費用計上額と、当該会計期間より前に付与されたストック・オプション等に係る当期の費用計上額の双方を含む。)を記載しているか。 ② 財貨を取得した場合には、その取引による当初の資産計上額(又は費用計上額)と科目名称を記載しているか。 ③ 権利不行使による失効が生じた場合には、利益として計上した額を記載しているか。	企会基 8号 16(1) 適針11 号24	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
169	(2) 各会計期間において存在したストック・オプションの内容、規模(付与数等)及びその変動状況(行使数や失効数等) 当該会計期間において存在したストック・オプションについて、ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況として、次の事項を注記しているか。 ① 付与対象者の区分(役員、従業員、などの別)及び人数 ② ストック・オプションの数(権利行使された場合に交付することとなる株式の数で表示する。当該企業が複数の種類の株式を発行している場合には、株式の種類別に記載を行う。) ③ 付与日 ④ 権利確定条件(付されていない場合にはその旨) ⑤ 対象勤務期間(定めがない場合にはその旨) ⑥ 権利行使期間 ⑦ 権利行使価格 ⑧ 付与における公正な評価単価(会社法施行日以後に付与されたストック・オプションに関する評価単価をいう。) ⑨ 権利行使時の株価の平均値(当該会計期間中に権利行使されたものを対象とする。) 上記②のストック・オプションの数に関しては、下記の区分ごとに記載する(②、③、⑤及び⑥については、当該会計期間中の数を記載し、④及び⑦については、期首及び期末の数を記載する。)。 ① 付与数 ② 権利不確定による失効数 ③ 権利確定数 ④ 権利未確定残数	企会基 8号 16(2) 適針11 号25～ 28	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	関係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
	(5) 権利行使数 (6) 権利不行使による失効数 (7) 権利確定後の未行使残数		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
170	(集約した記載及び簡便な算定方法) 上記(2)の注記は、次のいずれかの方法で記載しているか。 ① 契約単位で記載する方法 ② 複数の契約を集約して記載する方法 付与対象者の区分、権利確定条件の内容、対象勤務期間や権利行使期間の長さが概ね類似しているものに関しては、(2)の記載方法によることができる。 ただし、株式の公開前に付与したストック・オプションと、公開後に付与したストック・オプションを集約して記載することはできない。権利行使価格の設定方法が著しく異なるものについても、集約して記載することはできない。 なお、第25項(9)の計算については月中の平均株価を用いる等、簡便で合理的な算定方法によることができる。 前項(2)により記載を行う場合、第25項(7)、(8)及び(9)の項目に関する集約の方法は次による。 ① 権利行使時の株価の平均値については当該会計期間中の権利行使数に基づく加重平均値 ② 付与日における公正な評価単価及び権利行使価格については当該会計期間中の権利行使数に基づく加重平均値と当該会計期間末の残存数(権利未確定数と権利確定未行使数との合計)に基づく加重平均値		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
171	(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法 当該会計期間中に付与されたストック・オプション及び当該会計期間中の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションにつき、公正な評価単価の見積方法として使用した算定技法並びに使用した主な基礎数値及びその見積方法を記載しているか。使用した算定技法と使用した主な基礎数値の見積方法に関し、内容が同一のものについては集約して記載することができる。	企会基 8号 16(3) 適針11 号29	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
172	(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法 ストック・オプションの権利確定数の見積方法として、勤務条件や業績条件の不達成による失効数の見積方法を記載しているか。	企会基 8号 16(4) 適針11 号30	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
173	(未公開企業におけるストック・オプションの公正な評価単価の見積方法) 未公開企業においてストック・オプションを付与している場合には、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法(会計基準第16項(3))として、その価値算定の基礎となる自社の株式の評価方法についても注記しているか。	企会基 8号 16(5) 適針11 号31	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
174	(5) 単位当たりの本源的価値によった場合の開示に関する簡便な算定方法 未公開企業において、ストック・オプションの公正な評価単価に代え、単位当たりの本源的価値によった場合には、各会計期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額を注記しなければならない(会計基準第16項(5))が、この計算は、月中の平均株価を基礎として算定する等の簡便で合理的な算定方法によることができる。	企会基 8号 16(5) 適針11 号32	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
175	(6) ストック・オプションの条件変更の状況 ストック・オプションの条件変更を行った結果、ストック・オプションの内容として注記した事項に変更が生じた場合は、その変更内容について注記しているか。 条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与日の公正な評価単価以下となつたため、公正な評価単価の見直しを行わなかつた場合(会計基準第10項(2)の場合)にも、その旨を注記する。	企会基 8号 16(6) 適針11 号33	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
176	(7) 自社株式オプション又は自社の株式に対価性が無い場合 自社株式オプション又は自社の株式に対価性が無い場合には、その旨及びそのように判断した根拠には、その旨及びそのように判断した根拠を記載しているか	企会基 8号 16(7) 適針11 号34	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
177	(8) 財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプション又は自社の株式を用いる場合 財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプション又は自社の株式を用いた場合には、該当する項目につき、ストック・オプションの場合の注記に準じて開示をしているか。この場合、取得した財貨又はサービスの内容及び財貨又はサービスの取得価額の算定を当該財貨又はサービスの公正な評価額によつた場合には、その旨を併せて注記する。	同上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

II 計算書類に関する表示のチェックリスト 別紙（個別注記表—企業結合会計・事業分離に関する注記）

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
178	<p>(取得とされた企業結合の注記事項)</p> <p>企業結合年度において、取得とされた企業結合に係る重要な取引がある場合には、次の事項が注記されているか。</p> <p>なお、個々の企業結合について重要性は乏しいが、企業結合年度における複数の企業結合全体について重要性がある場合には、下記(1)、(3)及び(4)について企業結合全体で注記しているか。</p> <p>また、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記が同じとなる場合には、個別財務諸表においては、連結財務諸表に当該注記がある旨の記載をもって代えることができる。</p> <p>(1) 企業結合の概要</p> <p>被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、事業を取得した場合は相手企業の名称及び取得した事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率（段階取得の場合には、企業結合直前に所有していた議決権比率、企業結合日に追加取得した議決権比率及び取得後の議決権比率）及び取得企業を決定するに至った主な根拠</p> <p>(2) 財務諸表に含まれている被取得企業又は取得した事業の業績の期間</p> <p>(3) 取得原価の算定に関する事項</p> <p>① 被取得企業又は取得した事業の取得原価（段階取得については、企業結合に関する会計基準第25項参照）及びその内訳。株式を交付した場合には、株式の種類別の交換比率及びその算定方法、交付又は交付予定の株式数。</p> <p>② 企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計処理方針</p> <p>(4) 取得原価の配分に関する事項</p> <p>① 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳</p> <p>② 取得原価の大部分がのれん以外の無形資産に配分された場合には、のれん以外の無形資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間</p> <p>③ 取得原価の配分が完了していない場合は、その旨及びその理由。</p> <p>なお、企業結合年度の翌年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、当該修正がなされた事業年度において、その修正の内容及び金額を注記する。また、繰延税金資産及び繰延税金負債に対する取得原価の配分額は、暫定的な会計処理の対象となるが、税効果会計（繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳）にあわせて記載することができる。</p> <p>④ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間。負ののれんの場合には、負ののれんの金額及び発生原因</p>	結会49 適針10号 306,309	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
	(5) 比較情報 当該企業結合が当期首に完了したと仮定したときの当期の連結損益計算書への影響の概算額及び当該概算額の算定方法並びに計算過程における重要な前提条件。ただし、当該影響額に重要性が乏しい場合は、注記を省略することができる。 取得企業が連結財務諸表を作成していない場合は、個別損益計算書への影響の概算額を、連結財務諸表を作成している場合に準じて注記する。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
179	<逆取得となる企業結合の場合で、結合後企業が連結財務諸表を作成しないとき> 逆取得となる企業結合において、当該取得企業の資産及び負債を企業結合直前の適正な帳簿価額により計上する方法を適用した場合で、連結財務諸表を作成しないときには、企業結合に関する会計基準第49項の定めにかかわらず、第49項(1)から(4)に準じた事項並びにパーチェス法を適用したとした場合に個別貸借対照表及び個別損益計算書に及ぼす影響額を注記しているか。 なお、当該注記は企業結合年度の翌年度以降においても、影響額の重要性が乏しくなった場合を除き、継続的に開示しているか。 また、企業結合年度の翌年度以降に連結財務諸表を作成することとなつ場合には、影響額の重要性が乏しくなった場合を除き、当該企業結合を反映した連結財務諸表を作成しているか。 また、影響額の記載は次のいずれかの方法によっているか (1) パーチェス法を適用した場合との差額による記載 ① 貸借対照表項目 資産合計、流動資産合計、固定資産合計、負債合計、流動負債合計、純資産合計及びのれん ② 損益計算書項目 売上高、営業損益、経常損益、税引前当期純損益、当期純損益、のれんの償却額（又は負ののれんの償却額）及び1株当たり当期純損益 (2) パーチェス法を適用した場合の貸借対照表及び損益計算書の主要項目による記載	結合 50 適針 10 号 307	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
180	(段階取得に係る注記) 段階取得であって、連結財務諸表を作成しないときには、企業結合に関する会計基準第49項の定めにかかわらず、次の事項を注記する。 (1) 第49項に準じた事項（ただし、第49項(3)を除く。） (2) 個別財務諸表において、第25項(2)なお書きに準じて算定された差額 (3) 第25項(2)に準じて被取得企業の取得原価を算定したとした場合における個別貸借対照表及び個別損益計算書に及ぼす影響額 なお、当該注記は企業結合年度の翌年度以降においても、影響額の重要性が乏しくなった場合を除き、継続的に開示する。また、企業結合年	結合 51	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
	度の翌年度以降に連結財務諸表を作成することとなった場合には、影響額の重要性が乏しくなった場合を除き、当該差額を反映した連結財務諸表を作成する。				
181	(企業結合に係る特定勘定の取崩益の表示) 企業結合に係る特定勘定の取崩益が生じた場合、重要性が乏しい場合を除き、その内容を個別損益計算書に注記しているか。	適針 10 号 303	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
182	<共通支配下の取引等に係る注記事項> 企業結合年度において、重要な取引がある場合には次の事項が注記されているか。 (1) 企業結合の概要 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、企業結合企業の名称、取引の目的を含む取引の概要 (2) 実施した会計処理の概要 (3) 子会社株式を追加取得した場合には、以下の事項 ① 取得原価の算定に関する事項 追加取得した子会社株式の取得原価及びその内訳。株式を交付した場合には、株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数。企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計処理方針 ② 発生したのれん又は負ののれんに関する事項 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間。負ののれんの場合には、負ののれんの金額及び発生原因 この場合、個々の共通支配下の取引等については重要性が乏しいが、企業結合年度における複数の共通支配下の取引等全体では重要性があるときは、当該企業結合全体で注記する。 また、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記が同じである場合には、個別財務諸表においては、その旨の記載をもって代えることができる。	結会 52	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
183	<共同支配投資企業における注記> 共同支配投資企業は、企業結合年度において重要な共同支配企業の形成がある場合には、企業結合に関する会計基準第 52 項(1)及び(2)に準じて注記を行っているか。このうち、第 52 項(1)の記載にあたっては、共同支配企業の形成と判定した理由を注記しているか。 また、個々の共同支配企業の形成については重要性が乏しいが、企業結合年度における複数の共同支配企業の形成全体では重要性がある場合には、当該企業結合全体で注記しているか。 連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記が同じである場合には、個別財務諸表においては、その旨の記載をもって代えることができる。	結会 54	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
184	(共同支配企業への投資の個別注記表における表示)				

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
	共同支配投資企業は、連結財務諸表を作成していない場合、共同支配企業に対する投資について、当該共同支配企業を形成した事業年度以降において、持分法を適用した場合の投資の金額及び投資損益を個別注記表に継続的に注記しているか。 (損益等からみて重要性の乏しい共同支配企業に対する投資を除く)	適針10号 301(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
185	<子会社が親会社を吸収合併した場合で、子会社が連結財務諸表を作成しないときの注記事項> 子会社が親会社を吸収合併した場合で、子会社が連結財務諸表を作成しないときは、以下のいずれかの方法により算定された個別貸借対照表及び個別損益計算書に及ぼす影響の概算額を注記しているか。 (1) 親会社が子会社を吸収合併したものとした場合との差額による注記 ① 貸借対照表項目 資産合計、流動資産合計、固定資産合計、負債合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計及びのれん（又は負ののれん） ② 損益計算書項目 売上高、営業損益、経常損益、税引前当期純損益、当期純損益、のれんの償却額（又は負ののれんの償却額）及び1株当たり当期純損益 (2) 親会社が子会社を吸収合併したものとした場合の貸借対照表及び損益計算書の主要項目の記載	結会3 適針10号 315	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
186	(事業分離にかかる注記) 分離元企業は、事業分離が共通支配下の取引等や共通支配企業の形成に該当しない場合、事業分離年度において、当該事業分離に関する次の事項が注記されているか。 (1) 事業分離の概要 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要 (2) 実施した会計処理の概要 ① 移転損益を認識した場合には、その金額、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳 ② 移転損益を認識しなかった場合には、その旨、受取対価の種類、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳 (3) 当期の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額（売上高及び営業損益の概算額） (4) 分離先企業の株式を子会社株式又は関連会社株式として保有すること以外で分離元企業の継続的関与があるものの、移転損益を認識した場合、当該継続的関与の主な概要。ただし、軽微なものについては注記を要しない。 なお、重要性が乏しい取引については、注記を省略することができるものとし、個々の取引については重要性が乏しいが、事業分離年度	分会28 適針10号 317	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
	における取引全体について重要性がある場合には、(1) 及び(2)を注記する。 また、個別財務諸表又は連結財務諸表において適用がないものについては当該財務諸表において注記を要しないこととし、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記が同じである場合には、個別財務諸表においては、その旨の記載をもって代えることができる。				
187	<企業結合に該当しないため結合当事企業にはあたらない分離先企業における注記> 分割型の単独新設分割における新設会社のように、企業結合に該当しないため結合当事企業にあたらない分離先企業においても、引き継いだ資産、負債及び資本(純資産)の内訳並びに企業結合に関する会計基準第52項(1)及び(2)に準じて注記されているか。	適針10号318	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
188	(企業結合に関する後発事象等) 貸借対照表日後に完了した企業結合や貸借対照表日後に主要条件が合意された企業結合が、重要な後発事象に該当する場合には、企業結合に関する会計基準第49項から54項まで(ただし、第49項(2)、(4)(3)及び(5)、第50項、第51項並びに第53項を除く。)に準じて注記を行い、未確定の事項については注記を要しない。	結会55	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
189	企業結合の主要条件が合意されたが貸借対照表日までに完了していない場合や貸借対照表日後に企業結合の主要条件が合意された場合(ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。)についても上記に準じて注記を行う。	結会55	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
190	(子会社が企業結合した場合の親会社における後発事象等) 子会社を結合当事企業とする株主(親会社)は、貸借対照表日以降に完了した企業結合や貸借対照表日以降に主要条件が合意された企業結合が重要な後発事象に該当する場合には、事業分離等に関する会計基準第54項(ただし、貸借対照表日後に主要条件が合意された企業結合にあっては、(1)及び(3)に限る。)に準じて注記を行っているか。 また、当該事業年度中に企業結合の主要条件が合意されたが、貸借対照表日までに企業結合が完了していない場合(ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。)についても第54項(1)、(3)に準じて注記を行っているか。	分会56	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
191	(事業分離に関する後発事象等) 分離元企業は、貸借対照表日後に完了した事業分離や貸借対照表日後に主要条件が合意された事業分離が、重要な後発事象に該当する場合には、事業分離等に関する会計基準第28項(ただし、貸借対照表日後に主要条件が合意された事業分離にあっては、(1)及び(3)に限る。)に準じて注記を行う。	分会30	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

III 附属明細書に関する表示のチェックリスト

番号	項目	関係法令等	回答欄																																																																																								
			然	否	該当なし																																																																																						
1	(一般的な事項) 附属明細書には、規則で定めるもののほか、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項を記載しているか。 ただし、該当項目のないものは作成を要せず、該当項目なしと特に記載する必要はない。	計規117 研究報告第9号Ⅱ1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																						
2	(金額単位) 金額の記載単位については、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の金額の記載単位に合わせて記載しているか(単位未満の端数の処理を含む。)。	研究報告第9号Ⅱ3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																						
3	1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細 (1) 固定資産の増減が、下記いずれかの様式に従って作成されているか。 ① 帳簿価額による記載 <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>資産の種類</th><th>期首帳簿価額</th><th>当期増加額</th><th>当期減少額</th><th>期末償却額</th><th>期末帳簿価額</th><th>減価償却累計額</th><th>期末取得原価</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">有形固定資産</td><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">無形固定資産</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ② 取得原価による記載 <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>資産の種類</th><th>期首残高</th><th>当期増加額</th><th>当期減少額</th><th>期末残高</th><th>期末減価償却累計額又は償却累計額</th><th>当期償却額</th><th>差引期末帳簿価額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">有形固定資産</td><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">無形固定資産</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価	有形固定資産		円	円	円	円	円	円	円	計								無形固定資産									計								区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額	有形固定資産		円	円	円	円	円	円	円	計								無形固定資産									計								計規117 ① 記1-1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価																																																																																			
有形固定資産		円	円	円	円	円	円	円																																																																																			
	計																																																																																										
無形固定資産																																																																																											
	計																																																																																										
区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額																																																																																			
有形固定資産		円	円	円	円	円	円	円																																																																																			
	計																																																																																										
無形固定資産																																																																																											
	計																																																																																										
4	(2) 「①帳簿価額による記載」については「期首帳簿価額」「当期増加額」「当期減少額」及び「期末帳簿価額」の各欄は帳簿価額によって記載し、「期末帳簿価額」と「減価償却累計額」の合計額を「期末取得原価」の欄に記載しているか。	記1-2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																						
5	(3) 「②取得原価による記載」については「期首残高」「当期増加額」「当期減少額」及び「期末残高」の各欄は取得原価によって記載し、「期	記1-3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																						

番号	項目	関係法令等	回答欄		
			然	否	該当なし
	末残高」から「期末減価償却累計額又は償却累計額」を控除した残高を「差引期末帳簿価額」の欄に記載しているか。				
6	(4) 有形固定資産若しくは無形固定資産の期末帳簿価額に重要性がない場合、又は有形固定資産若しくは無形固定資産の当期増加額及び当期減少額に重要性がない場合には、(1)①における「期末帳簿価額」又は(1)②における「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の各欄の記載を省略した様式により作成することができるが、この場合、その旨を脚注しているか。	記 1-4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	(5) 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」に基づき減損損失を認識した場合には、次のように記載しているか。 (直接控除形式の場合) 貸借対照表上、直接控除形式（減損処理前の取得原価から減損損失を直接控除し、控除後の金額をその後の取得原価とする形式）により表示しているときは、当期の減損損失を「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載しているか。 (独立間接控除形式の場合) 貸借対照表上、独立間接控除形式（減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を取得原価から間接控除する形式）により表示しているときは、当期の減損損失は「当期償却額」の欄に内書（括弧書）として記載し、減損損失累計額については①における「期末帳簿価額」又は②における「期末残高」の欄の後に「減損損失累計額」の欄を設けて記載しているか。 (合算間接控除形式の場合) 貸借対照表上、合算間接控除形式（減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を取得原価から間接控除し、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して表示する形式）を採用しているときは、当期の減損損失は「当期償却額」の欄に内書（括弧書）として記載し、減損損失累計額については①における「減価償却累計額」又は②における「期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄に減損損失累計額を含めて記載しているか。この場合には、いずれの場合も減損損失累計額が含まれている旨を脚注しているか。	記 1-5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	(6) 合併、会社分割、事業の譲受け又は譲渡、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な理由による重要な増減があった場合には、その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額を脚注しているか。	記 1-6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	(7) 上記(6)以外の重要な増減については、その設備等の具体的な内容及び金額を脚注しているか。	記 1-7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係法令等	回答欄																													
			然	否	該当なし																											
10	(8) 投資その他の資産に減価償却資産が含まれている場合には、当該資産についても記載することが望ましい。この場合には、表題を「有形固定資産及び無形固定資産（投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。）の明細」等に適宜変更しているか。	記 1-8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																											
11	(9) 貸借対照表の期末残高、注記（減価償却累計額）と整合しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																											
12	(10) 当期償却費（販売費及び一般管理費部分）は附属明細書「3. 販売費及び一般管理費の明細」の減価償却費と整合しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																											
13	(11) 当期の減損損失の金額は損益計算書の減損損失の金額と整合しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																											
14	2. 引当金の明細 (1) 下記の様式に従って作成されているか（期首又は期末のいずれかに残高がある場合のみ作成する）。	計規 117 ② 記 2-1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">期首残高</th> <th rowspan="2">当期増加額</th> <th colspan="2">当期減少額</th> <th rowspan="2">期末残高</th> </tr> <tr> <th>目的使用</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	目的使用	その他	円	円	円	円	円																		
区分	期首残高				当期増加額	当期減少額		期末残高																								
		目的使用	その他																													
円	円	円	円	円																												
15	(2) 当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれの総額で記載しているか。	記 2-2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																											
16	(3) 「当期減少額」の欄のうち、「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を脚注しているか。	記 2-3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																											
17	(4) 退職給付引当金について、退職給付に関する注記（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の13に規定された注記事項に準ずる注記）を個別注記表に注記しているときは、附属明細書にその旨を記載し、記載を省略することができる。	記 2-4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																											
18	(5) 重要な会計方針の引当金の計上基準、附属明細書「3. 販売費及び一般管理費の明細」に記載された金額（販売費及び一般管理費分）と整合しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																											
19	(6) 貸借対照表の期末残高と整合しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																											
20	3. 販売費及び一般管理費の明細 (1) 以下の様式に従って作成しているか（おおむね販売費、一般管理費の順に、その内容を示す適當な科目で記載する）。	計規 117 ③ 記 3-1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額	摘要		円								計																		
科目	金額	摘要																														
	円																															
計																																

番号	項目	関係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
21	(2) 損益計算書の販売費及び一般管理費の金額と整合しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	4. その他重要な事項 附属明細書に、上記のほか、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項を記載する場合、上記ひな型との整合性を考慮にいれて、適宜工夫しているか。	記4-1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>